
行橋市ごみ処理基本計画

令和 8 年 3 月

行橋市

目 次

<u>第1章 基本的事項</u>	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
<u>第2章 市の概況</u>	8
第1節 本市の状況	8
第2節 本市の関連計画	14
<u>第3章 ごみ処理の現況</u>	15
第1節 ごみ処理の現況	15
第2節 助成事業	20
第3節 ごみ排出量	21
第4節 施設概要	27
第5節 前回計画の検証	28
<u>第4章 ごみ処理の課題</u>	31
第1節 課題の抽出	31
<u>第5章 将来ごみ量の予測</u>	34
第1節 ごみ排出量予測の考え方	34
第2節 将来人口	35
第3節 ごみ排出量の予測結果	36
<u>第6章 ごみ処理基本計画</u>	40
第1節 基本理念	40
第2節 基本方針	41
第3節 減量化・資源化の目標	42
第4節 減量化・資源化の目標達成に向けた施策	46
第5節 排出抑制・再資源化計画	54
第6節 収集・運搬計画	54
第7節 中間処理計画	54
第8節 最終処分計画	55

》第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

近年、技術革新や経済発展の進展により、私たちの暮らしは大きく向上してきました。しかしその一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造が定着し、有限な資源の枯渇や海洋プラスチックごみ問題など、さまざまな環境問題が顕在化しています。こうした状況を踏まえると、従来型の社会から脱却し、環境負荷を最小限に抑える「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環経済への移行を国家戦略として位置付けました。同計画では、気候変動対策、生物多様性保全、環境汚染防止といった環境課題に加え、地方創生、質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障などの社会課題の解決を図ることとしています。また、「プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）」や「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）」などの施行により、資源循環に向けた取り組みは従来以上に強化しています。

福岡県においても、循環型社会の形成と持続可能な地域づくりを推進するため、「第五次福岡県環境総合基本計画（令和4年3月）」を策定しています。さらに、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理を推進するための具体的な施策を示す「福岡県廃棄物処理計画（令和3年3月）」が定められ、県全体で総合的な取り組みを進めています。

行橋市（以下、「本市」という。）においても、令和4年に「第6次行橋市総合計画」を策定し、将来像“ここっちいいやん。くらそうゆくはし”の実現に向けて、令和4年度から令和13年度までの10年間にわたる政策の方向性を示しました。また、令和7年度を計画目標とした「行橋市ごみ処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を平成23年度に策定し、着実に推進してきました。

本市では引き続き一般廃棄物の排出抑制、資源循環、適正処理を総合的かつ中長期的に推進することとし、社会情勢の変化も踏まえ、新たに「行橋市ごみ処理基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

1. 廃棄物処理関連法令等

行橋市ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。（図1-1 参照）

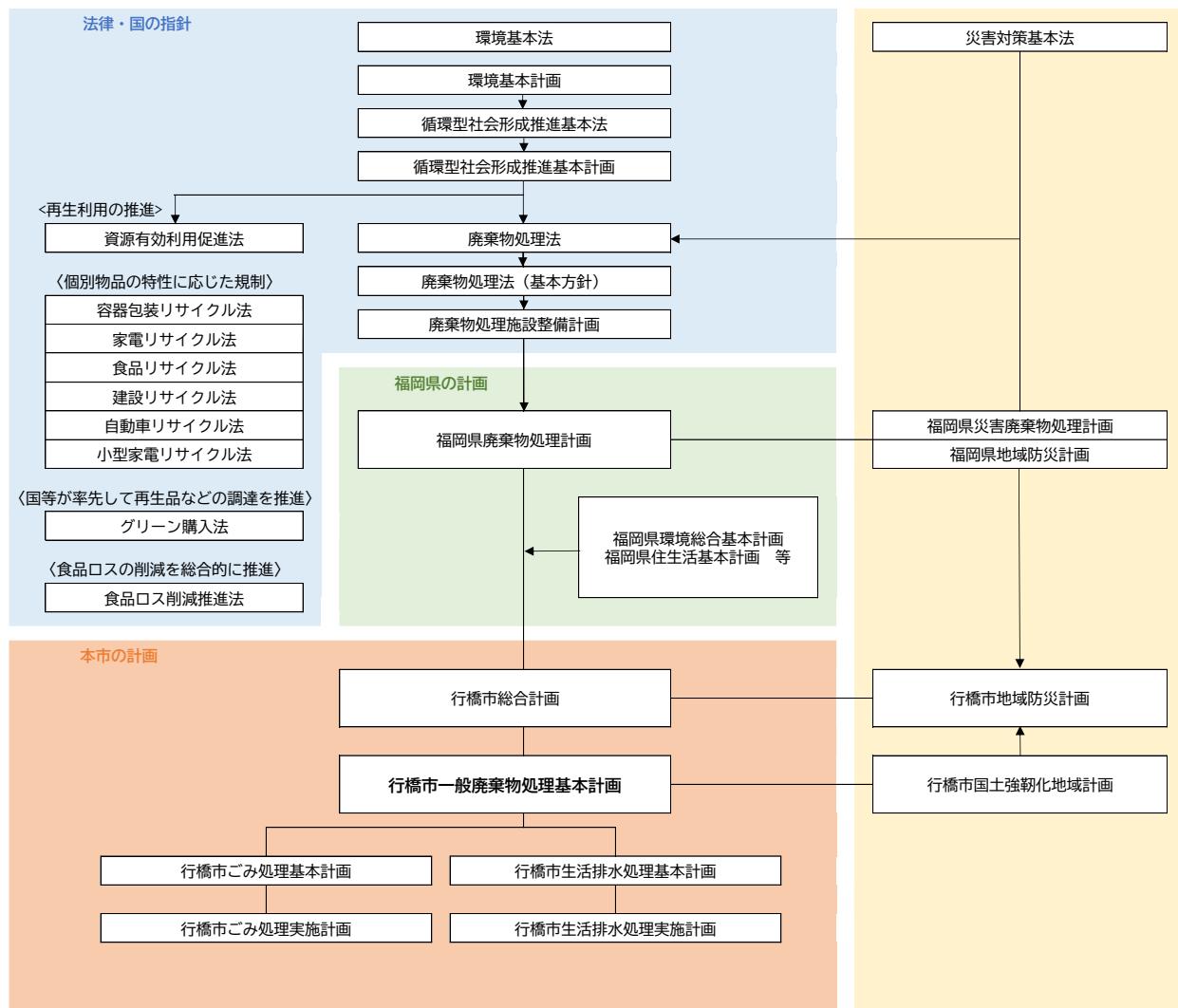


図1-1 循環型社会の形成を推進するための法体系

2. 国・県の関連計画

1) 国が定める計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法(以下、「循環基本法」という。)第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めたものです。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、5つの柱を掲げ、その実現に向けて計画目標年度までに国が講すべき施策を示した「第五次循環型社会形成推進基本計画」を令和6年8月に閣議決定しています。

(2) 廃棄物処理法に基づく基本方針

「廃棄物処理法に基づく基本方針」は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

国は、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退や、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、令和7年2月に「廃棄物処理法に基づく基本方針」を改訂しました。この改訂は、令和6年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合しています。

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、「廃棄物処理法に基づく基本方針」に即して定められます。

国は、当該計画に定めた各重点目標の推移や社会状況の変化を踏まえ、循環型社会及び低炭素社会等の推進を掲げた「第五次循環型社会形成推進基本計画」に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、令和5年6月に新たな整備計画として策定しました。

2) 県の定める計画

(1) 第五次福岡県環境総合基本計画

福岡県は、気候変動や食品ロス等のあらゆる環境問題の状況変化に的確に対応するため、第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）を令和4年3月に策定しました。

前回計画である第四次福岡県環境総合基本計画に引き続き、SDGsの考え方を取り入れるとともに、「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ」を将来像に掲げ、7つの柱を設定し、地球温暖化対策やワンヘルスの理念に沿った生物多様性保全の取り組みなど、複数分野の課題解決を目指しています。

(2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、令和3年3月に「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、福岡県内の廃棄物の排出・処理の現状及び課題の抽出を行い、将来の目標値を設定しています(図1-2 参照)。

資源の消費抑制	資源循環利用の推進	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
<ul style="list-style-type: none">・ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動・食品ロス削減推進事業・プラスチック資源循環の促進・一般廃棄物多量排出事業者に対して指示を行う市町村への技術的助言・一般廃棄物の排出削減等の取組み・持続可能な社会を実現するための人づくりなど	<ul style="list-style-type: none">・各種リサイクル法に基づく取組みの推進・リサイクル製品の利用促進・プラスチック資源循環の促進・資源循環型まちづくりの推進・各種バイオマスの利用促進など	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物の適正処理の推進・産業廃棄物の適正処理の確保・廃棄物の不適正処理の防止・災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成など

図1-2 福岡県廃棄物処理計画の施策

3. 行橋市の定める計画

1) 第6次行橋市総合計画

平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とした「第5次行橋市総合計画」に続き、今後本市が目指すべき将来像と目標を明確化し、時代の変化に即応しながら、一貫した方向性のもとで市政運営を推進するための指針として策定しました。

これまでの取り組みを総括するとともに、現在における本市の課題を踏まえ、「ゆとりあるまち」「共生するまち」「活躍するまち」「進化するまち」の4つを基本的柱として設定し、将来像である“ここっちいいやん。くらそうゆくはし”の実現に向けて、今後のまちづくりを推進するものです。

2) 行橋市国土強靭化地域計画

近年頻発する震災や自然災害から事前対策の重要性を鑑み、策定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「基本法」という。)第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化に係る本市の他の計画等の指針となるものです。また、本市の基本方針を定めた「行橋市総合計画」と整合を図るとともに、基本法第14条に基づき、国土強靭化基本計画との調和が保たれた計画となっています。

本市は梅雨期及び台風期に集中豪雨が頻繁に発生しやすい地形的・立地的な特性にあります。このため、かけ崩れ等の地盤災害が起きやすい状況にあります。

また、市域周辺には小倉東断層、福智山断層、周防灘断層群などの活断層があり災害リスクへの早急な対応が必要です。

本計画においては、地域の強靭化の一層の推進を図るとともに、災害発生時のバックアップ機能の強化や、被災地域に対する支援体制の整備等を推進していきます。

3) 行橋市地球温暖化対策実行計画

令和2年10月、日本政府は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

令和3年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」が改正され、2050年までに脱炭素社会を実現することが同法の基本理念として位置付けられました。

こうした動きを受け、本市は令和6年3月に「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明し、その実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、脱炭素化とともに持続可能で災害にも強いレジリエントな地域づくりに取り組むため、「行橋市地球温暖化対策実行計画」を令和7年3月に策定しました。

本計画ではゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取り組みとして、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車や、燃料電池自動車の購入費の一部補助を行っています。また、市内の各家庭等から排出される生ごみの減量化を図るため生ごみ処理機器の購入費にも一部補助を行っています。

さらに、本市独自のごみ減量プロジェクト「その1gを削り出せ」では、市内から排出される可燃ごみを減量するための4R運動を市民一体で取り組むべく、可燃ごみの排出状況について毎月の結果を公表しています。

4. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とします。

5. 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「家電リサイクル法」等の対象となる廃家電等と特別管理一般廃棄物※¹については、それぞれ処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

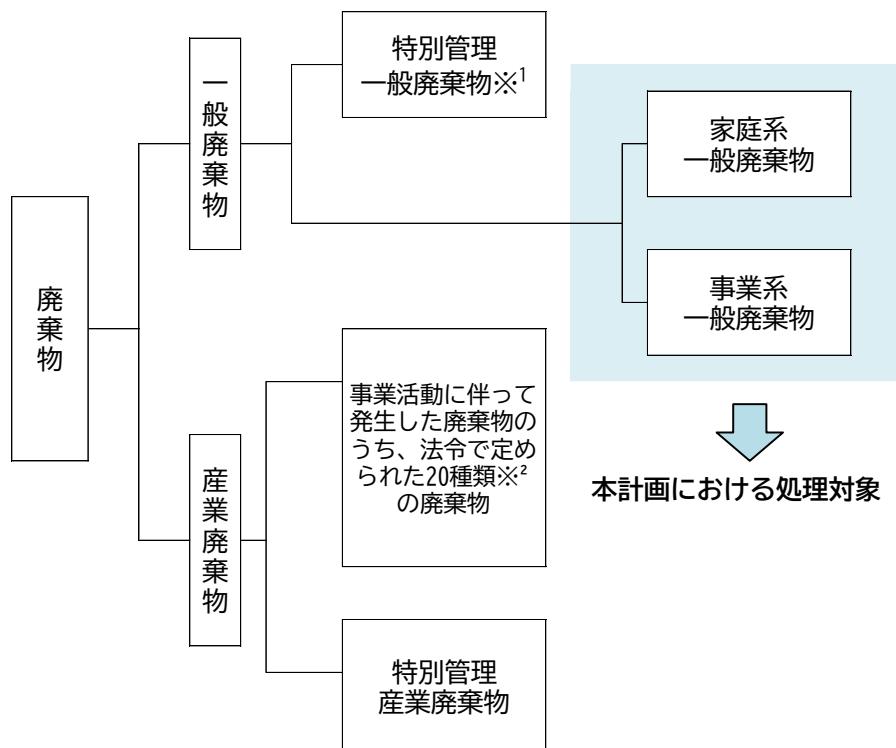


図 1-3 本計画の適用範囲

※¹特別管理一般廃棄物とは…

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

※²事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類とは…

産業廃棄物は事業活動にともなって生じる廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類に分けることができ、事業活動に伴って生じる廃棄物でも、20 種類に該当しない廃棄物は、一般廃棄物の「事業系一般廃棄物」になります。

20 種類の内訳は以下の通りです。

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物の糞尿 ⑲動物の死体 ⑳①～⑯の廃棄物を処分するために処理したもの

6. 計画目標年度

本計画は、令和8年度を初年度とし、現生活排水処理基本計画の計画終了年度とあわせた令和13年度を計画目標年度とします。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
計画策定	◆					
計画期間	◆					◆
計画目標						◆

図 1-4 計画目標年度

7. 計画の進行管理

ごみ減量等の目標値を達成するためには、取り組みの状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが重要となります。

このため、本計画では、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルによる、継続的改善を目指します（図 1-5 参照）。また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策を実施します。

Check（評価）で使用する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」とは、環境省が市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を推進するために、ガイドラインとして公表したものです。

本支援ツールを活用することで、本市と類似市町村の一般廃棄物処理システムを比較し、進捗度やシステムで改善すべき課題を客観的に評価することができます。

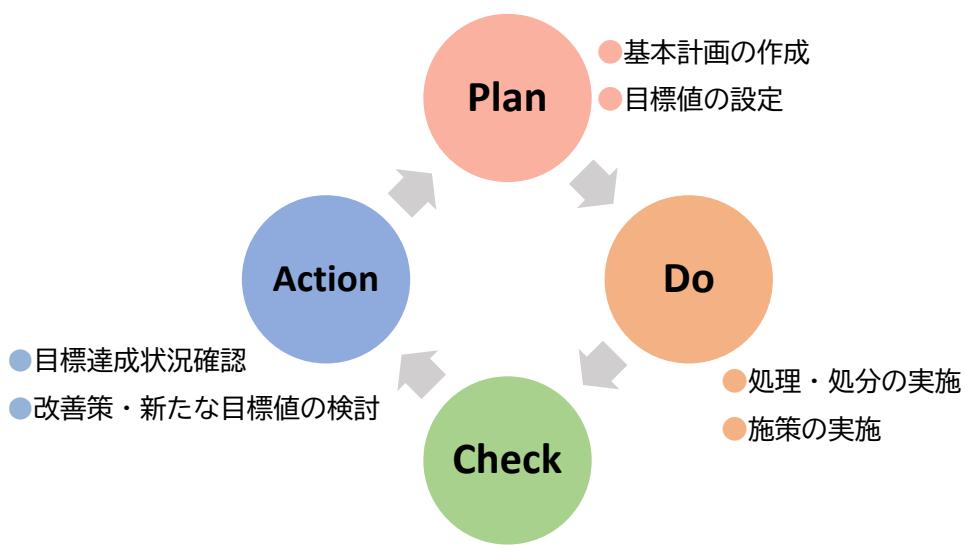


図 1-5 計画の進行管理

》第2章 市の概況

第1節 本市の状況

1. 沿革・地勢

本市は、昭和 29 年 10 月に行橋町を含む 1 町 8 村が合併して行橋市となりました。

市面積は 70.07km² であり、地理的には福岡県の北東部に位置し、東に周防灘、南西にみやこ町、北に苅田町があります。

市内には今川、祓川、長嶽川をはじめとする 26 の河川が存在しており、田園や果樹園が多く存在する豊かな土地です。

また、近年は自動車産業を中心に全国でも有数の工業集積地域となった九州北東部地域の中央に位置する拠点都市であり、交通機関が発展した地域です。

東九州自動車道の行橋 IC と今川スマート IC の 2 つのインターチェンジを有するほか、国道 10 号、201 号、496 号が通り、JR 行橋駅が日豊本線と平成筑豊鉄道の相互乗り入れ駅となっているなど、北九州・筑豊・福岡・大分を結ぶ交通の結節機能を担っています。

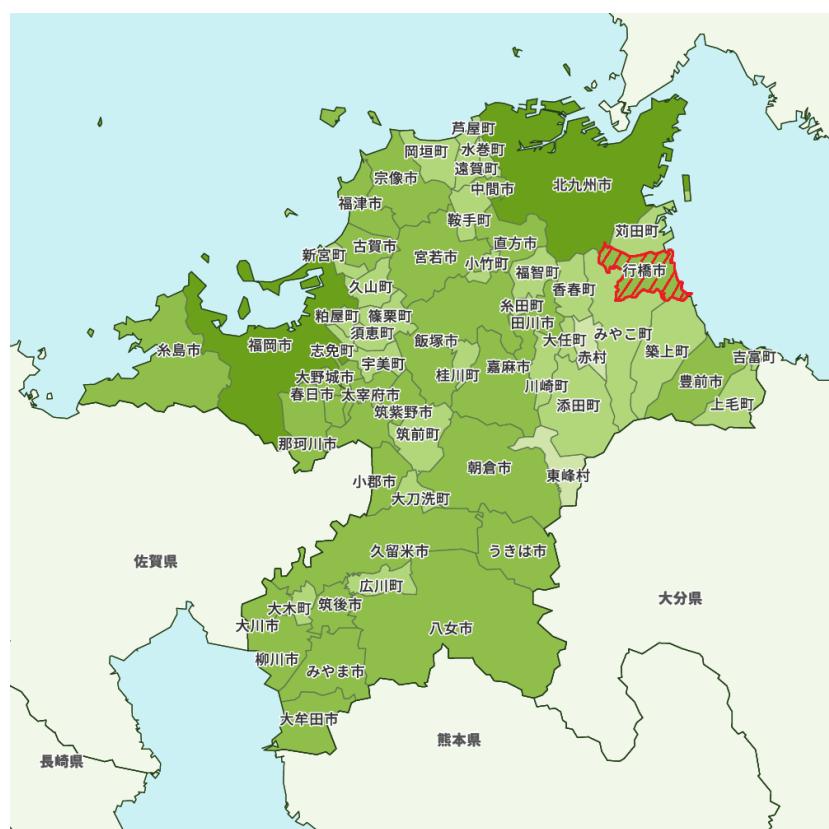


図 2-1 位置図

2. 気象特性

本市の平均気温は、最高値が8月の29.5℃、最低値が1月の6.4℃となっています。また、年間の最暖月と最寒月の差である年較差は23.1℃となっています。

降水量は、年間1,882.5mmで、7月が最も多くなっています。

表2-1 平均気温と降水量の推移

月	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	降水量(mm)	
令和4年	16.4	36.5	-3.0	1111.5	
令和5年	16.9	35.8	-4.8	1884.0	
令和6年	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	6.4 8.0 10.3 16.1 18.8 23.0 28.5 29.5 27.6 21.0 14.3 7.6	15.2 17.6 23.5 24.3 29.2 31.4 37.2 38.0 34.9 30.7 23.7 17.8	-1.8 -0.9 -1.2 5.6 8.1 13.9 22.6 23.2 19.4 13.2 4.0 -1.6	58.5 177.0 208.5 218.5 138.0 276.5 280.0 206.5 18.5 75.5 212.5 12.5
	合計	-	-	-	
	平均	17.6	-	-	

出典：気象庁公表データ

※行橋観測所の観測データ

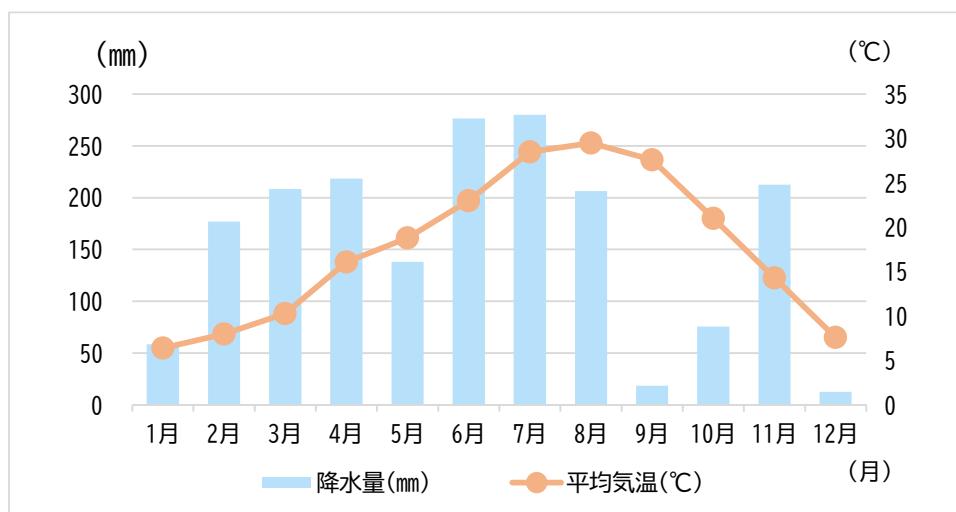


図2-2 令和6年度の平均気温と降水量の推移

3. 人口

1) 人口と世帯数

本市の人口は令和4年度に一時的に増加したものの、おおむね減少傾向にあります。

また、本市の世帯数は平成27年度から増加し続けています。

令和6年度人口は71,839人で減少傾向、世帯数は34,722世帯で増加傾向にあります。

表2-2 人口の推移

	人口(人)		世帯数(世帯)		1世帯あたり 人口(人)
	人口	増減	世帯数	増減	
平成27年度	72,602	-	31,334	-	2.32
平成28年度	72,960	358	31,899	565	2.29
平成29年度	73,157	197	32,333	434	2.26
平成30年度	73,208	51	32,758	425	2.23
令和元年度	73,113	-95	33,035	277	2.21
令和2年度	72,938	-175	33,334	299	2.19
令和3年度	72,454	-484	33,493	159	2.16
令和4年度	72,522	68	34,076	583	2.13
令和5年度	72,386	-136	34,510	434	2.10
令和6年度	71,839	-547	34,722	212	2.07

出典：住民基本台帳

※各年度末現在

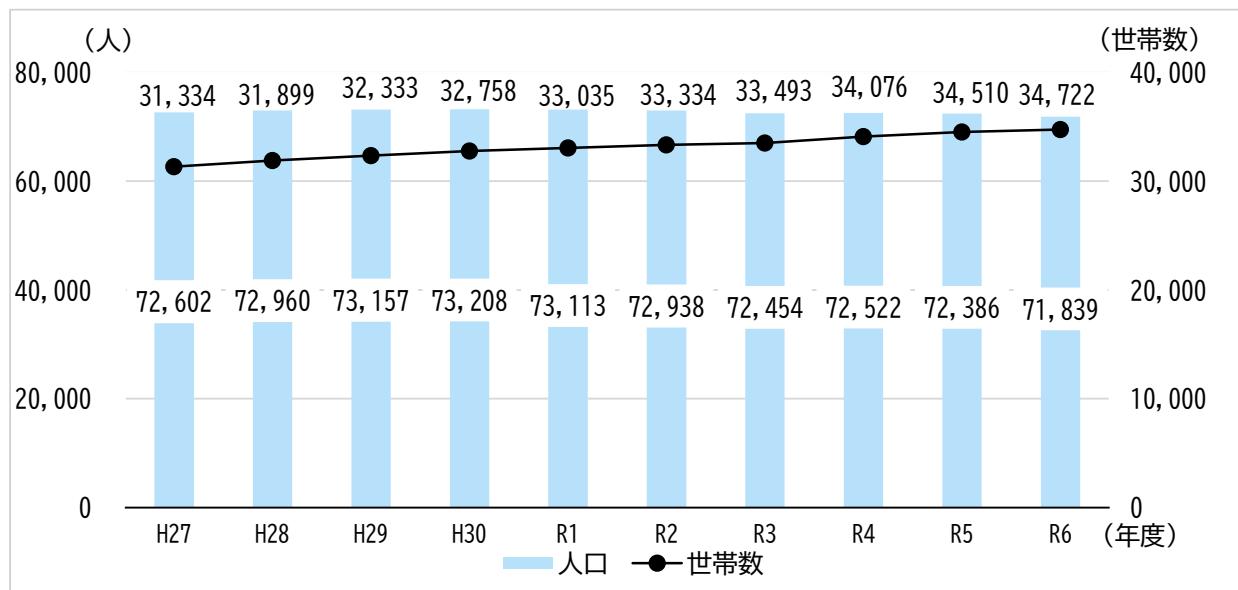


図2-3 人口の推移

2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、50代前半の人口が多くなっています。総数に占める割合は、年少人口が12.6%、生産年齢人口が56.8%、老人人口が30.6%となっています。

表 2-3 年齢別人口構成

項目		総数	男	女
年少人口	0~4	2,527	1,287	1,240
	5~9	3,202	1,650	1,552
	10~14	3,347	1,717	1,630
	小計	9,076	4,654	4,422
生産年齢人口	15~19	3,278	1,663	1,615
	20~24	3,404	1,782	1,622
	25~29	3,388	1,850	1,538
	30~34	3,472	1,828	1,644
	35~39	3,888	2,012	1,876
	40~44	4,448	2,319	2,129
	45~49	4,792	2,441	2,351
	50~54	5,384	2,750	2,634
	55~59	4,492	2,218	2,274
	60~64	4,248	2,004	2,244
	小計	40,794	20,867	19,927
	65~69	4,389	2,130	2,259
老人人口	70~74	5,092	2,347	2,745
	75~79	5,064	2,227	2,837
	80~84	3,613	1,472	2,141
	85~89	2,255	805	1,450
	90~94	1,168	318	850
	95~99	324	55	269
	100~	64	8	56
	小計	21,969	9,362	12,607
	総数	71,839	34,883	36,956

出典：住民基本台帳

※令和6年度末現在

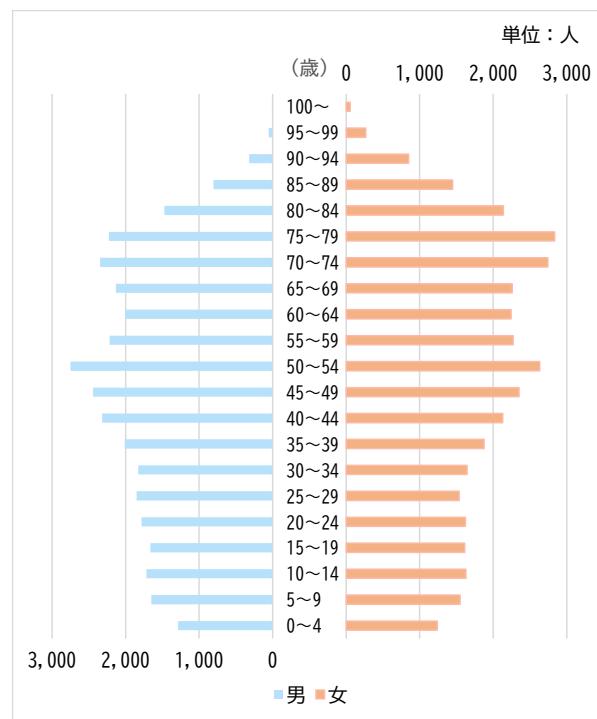


図 2-4 年齢別人口構成

4. 産業

令和3年の産業別就業者数の割合は、第一次産業が0.9%、第二次産業が20.9%、第三次産業が78.2%となっています。事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」で668事業所となっており、次いで「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。従業員数では、「医療、福祉」が5,827人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「製造業」、「サービス業(他に分類されないもの)」となっています。

表2-4 産業別従業者数

項目		事業所数(件)	従業者数(人)
第一次産業	農業	18	235
	林業	0	0
	漁業	1	16
	小計	19	251
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
	建設業	233	1,237
	製造業	144	4,518
	小計	377	5,755
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	12	118
	情報通信業	7	102
	運輸業、郵便業	46	969
	卸売業、小売業	668	5,552
	金融業、保険業	33	405
	不動産業、物品賃貸業	194	452
	学術研究、専門・技術サービス業	97	480
	宿泊業、飲食サービス業	319	2,113
	生活関連サービス業、娯楽業	235	850
	教育、学習支援業	120	1,278
	医療、福祉	328	5,827
	複合サービス業	13	231
	サービス業(他に分類されないもの)	231	2,167
	公務(他に分類されるものを除く)	22	1,007
小計		2,325	21,551
総数		2,721	27,557

出典：令和3年経済センサス-活動調査

5. 土地利用

地目別に土地の利用状況を見ると、「その他」を除くと「田」が最も多く27%程度を占めており、次いで「非課税地(公有地)」の23%、「宅地」の19%となっています。

表 2-5 地目別土地面積

	田	畠	宅地	原野	山林	雑種地	その他	非課税地 (公有地)	合計
合 計 (ha)	19,181.65	3,228.35	13,125.33	1,085.31	9,426.07	2,060.44	5,975.29	15,987.56	70,070.00
構 成 比 (%)	27.37	4.61	18.73	1.55	13.45	2.94	8.53	22.82	100.00

出典：行橋市移住定住サイト「わくわくゆくはし」土地状況

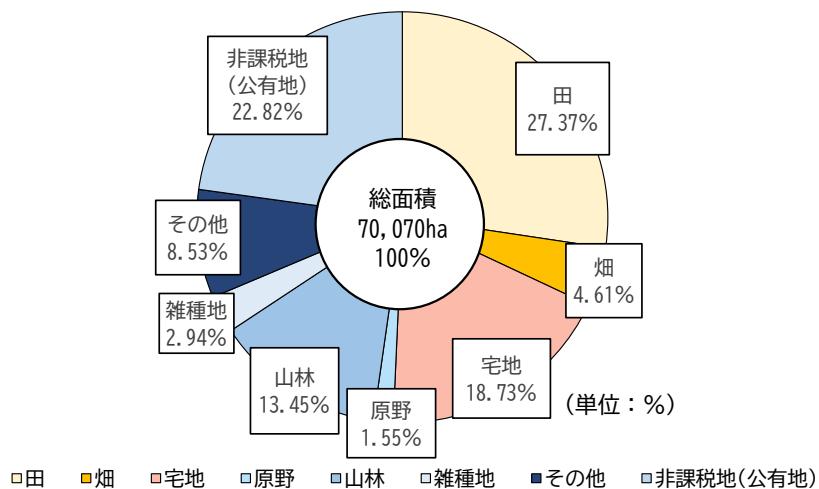
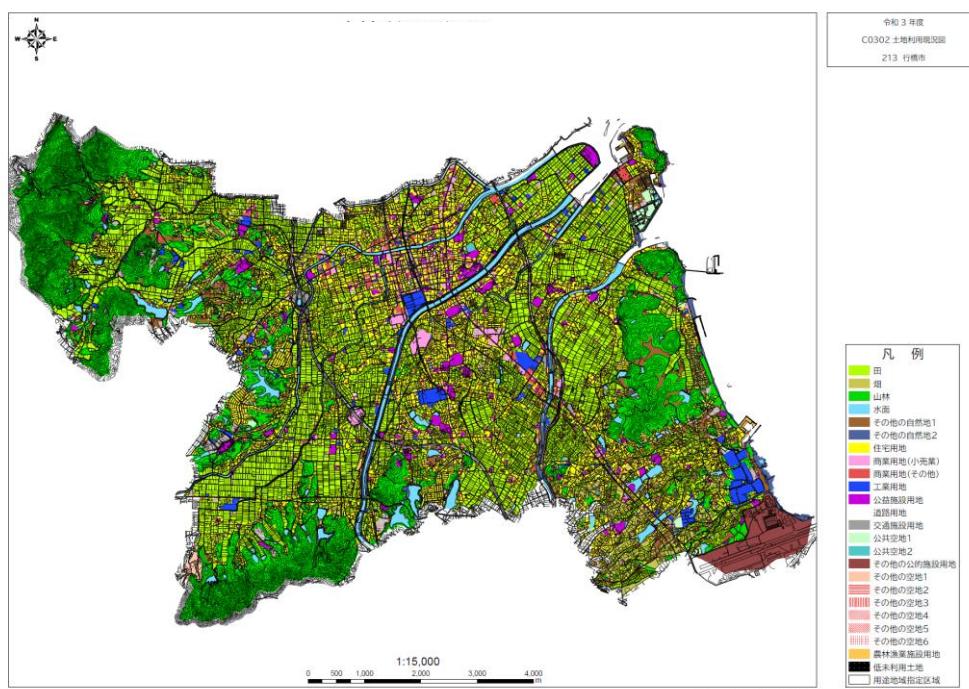


図 2-5 地目別土地面積割合



出典：令和3年度都市計画基礎調査

図 2-6 土地利用現況図

第2節 本市の関連計画

1. 総合計画

本市では、令和13年度を目標年度とした第6次行橋市総合計画を令和4年に策定し、計画期間を5年ごとに前期・後期で分け取り組むべき施策を定めていきます。

1) 第6次行橋市総合計画の概要

「第6次行橋市総合計画」において目指すべき将来像について、表2-6のとおり掲げています。

表2-6 第6次行橋市総合計画の概要

基本理念	1. ゆとりあるまち 2. 共生するまち 3. 活躍するまち 4. 進化するまち
将来像	『ここっちいいやん。くらそうゆくはし』
基本方針	1. 子どもが元気に育つ 2. 心豊かに楽しく住まう 3. 安全・安心な生活を送る 4. 理解しあって支えあう 5. 地域資源と共生し、活用する 6. 魅力ある産業が生まれる 7. 一人ひとりが輝く 8. 行橋版スマート＆コンパクトを実現する 9. 京築地域を先導する

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理の体系

本市のごみの収集・運搬は、燃えるごみ、資源物（プラスチック製容器包装やペットボトル、段ボール等）は市直営のもと行っており、燃えるごみ(粗大ごみ)、燃えないごみは業者委託のもと行っています。燃えるごみについては、行橋市・みやこ町清掃施設組合が運営する「リレーセンターみやこ処理場」において一時保管を行った後、基本協定書に基づき、北九州市へ焼却処理及び焼却残渣の最終処分を委託しています。

また、プラスチック製容器包装については、同処理場において一時保管した後、資源化を行っています。燃えないごみ及びペットボトルについては、「日豊清掃センター不燃物リサイクル工場」において中間処理を行い、資源化を行っています。

本市におけるごみ処理フローは図 3-1 のとおりです。

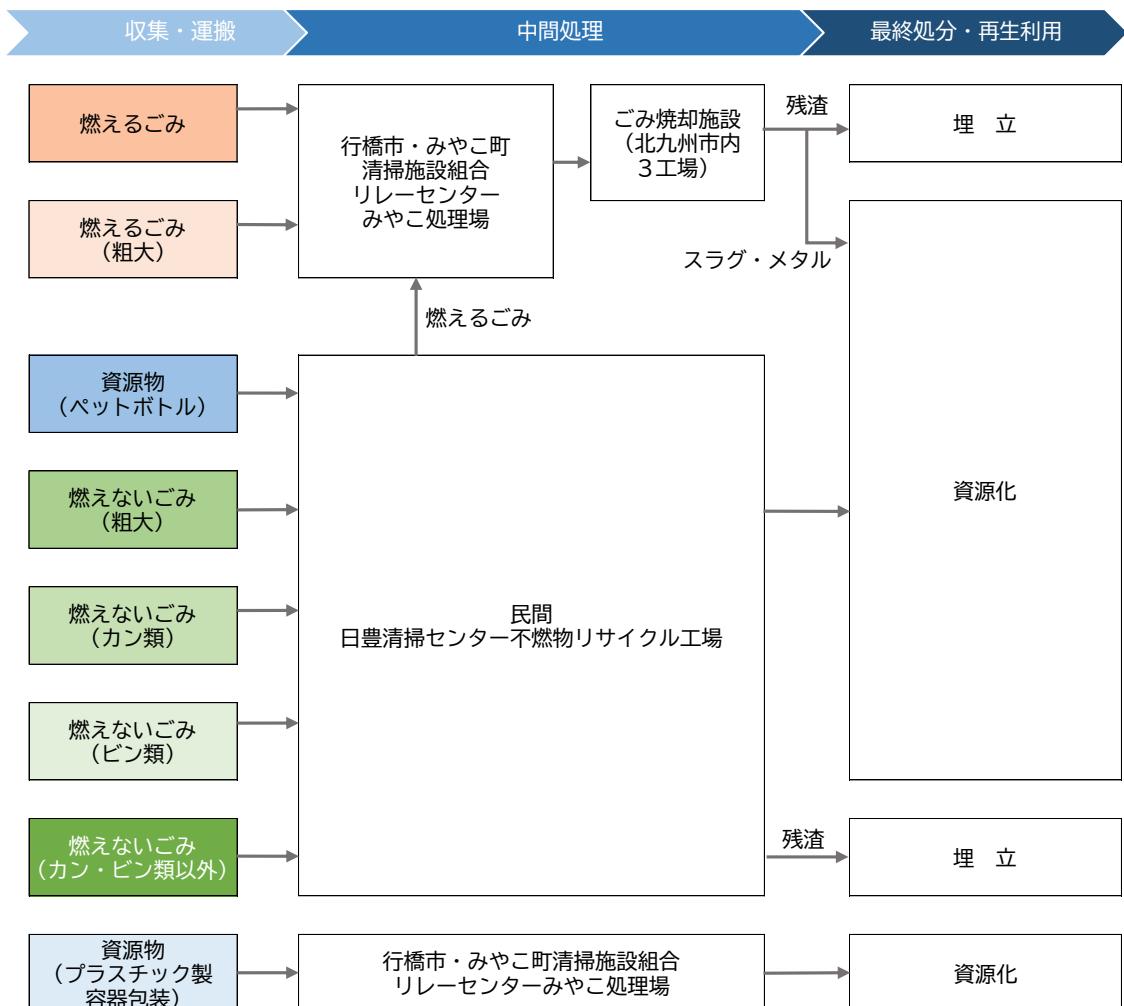


図 3-1 ごみ処理フロー

2. ごみ処理経費

令和6年度のごみ処理事業費は約11億2200万円で、1人当たりの処理経費は15,619円でした。過去5年間を見るとおおむね増加傾向にあります。

表 3-1 ごみ処理経費の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ処理	工事費	千円	0	0	1,440	0
	人件費	千円	238,671	241,567	252,392	260,850
	処理費	千円	90,506	99,030	106,255	110,927
	車両等購入費	千円	15,138	10,175	10,087	0
	委託費	千円	110,289	116,803	125,791	115,656
	組合分担金	千円	539,423	551,987	522,563	502,580
	その他	千円	5,014	0	45	77
合計	千円	999,041	1,019,562	1,018,573	990,090	1,122,073
人口	人	72,938	72,454	72,522	72,386	71,839
1人当たり処理経費	円/人	13,697	14,072	14,045	13,678	15,619

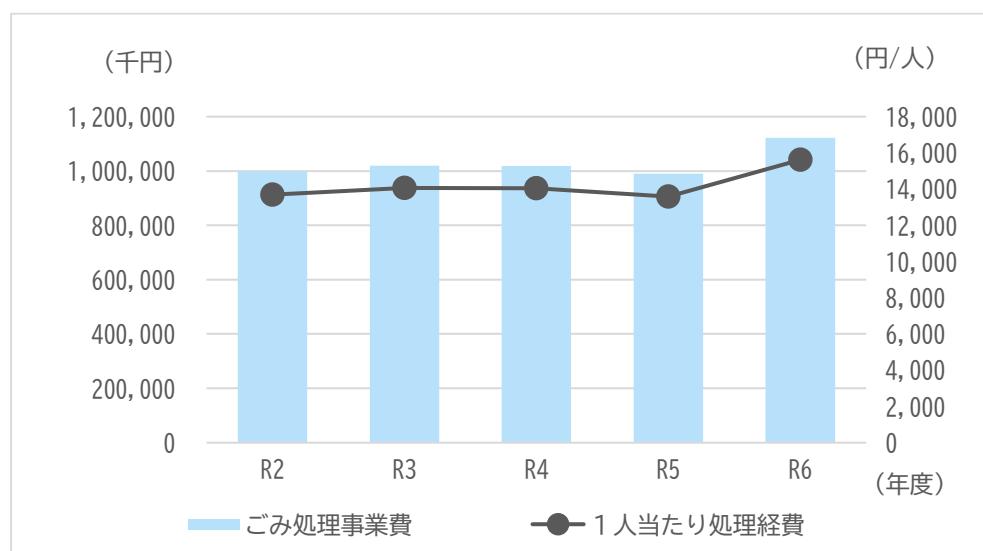


図 3-2 ごみ処理経費の推移

3. 収集運搬状況

1) 分別区分の状況

本市のごみの収集・運搬は、燃えるごみ、資源物（プラスチック製容器包装やペットボトル、段ボール等）は市直営のもとで行っており、燃えるごみ（粗大ごみ）、燃えないごみは業者委託のもと行っています。

事業所から出るごみは、原則として一般廃棄物（事業系一般廃棄物）収集運搬許可事業者と契約または施設への直接搬入としています。

また、家庭ごみをごみ集積所に出すことが困難な高齢者や障がい者等で構成される世帯の在宅生活を支援するため、週1回、自宅までごみの収集に伺う「ふれあい収集」を実施しています。

表 3-2 家庭系ごみ分別区分及び収集回数

分別		収集方法	ごみ袋等の種類	対象(例)
燃えるごみ		2回/週	もえるごみ専用指定袋	生ごみ 食用油 再生できない紙くず ゴム 革製品 木製品 ビニール製品 CD・DVD 草・花類 植木の枝や落ち葉・木切れ
燃えないごみ	カン類	2回/月	カン類専用袋	缶類 スプレー缶・卓上ガスボンベ
	BIN類		BIN類専用袋	びん類
	カン・BIN以外の燃えないごみ		カン・BIN以外のもえないと専用袋	プレーヤー類ラジオ 小型の家電製品 刃物類 割れガラス 茶わん・皿
資源物	プラスチック製容器包装	2回/週	資源ごみ専用袋	プラスチック製容器包装
	新聞紙や雑誌 衣類等	1回/週 (毎週水曜)	資源ごみ専用ひも	新聞紙や雑誌 衣類等
	ペットボトル	1回/週 (毎週水曜)	資源ごみ専用袋	ペットボトル
粗大ごみ	燃えるごみ	4回/年	粗大ごみ専用シール	座椅子 ベッド・ソファー 布団 障子 カーペット キャリーバッグ OAチェア チャイルドシート ベビーカー ふすま 木製の机や椅子 その他の家具
	燃えないごみ	2回/月	粗大ごみ専用シール	扇風機 自転車 石油ストーブ

表 3-3 事業系ごみ分別

分別		収集方法	対象(例)
燃えるごみ			台所の生ごみ 草、小枝 レシート用紙 写真 紙おむつ(汚物は取り除く) ティッシュペーパー
燃えないごみ	カン類	許可業者または直接搬入	缶類 スプレー缶・卓上ガスボンベ
	BIN類		びん類
	カン・BIN以外の燃えないごみ		プレーヤー類ラジオ 小型の家電製品 刃物類 割れガラス 茶わん・皿
粗大ごみ	燃えるごみ		座椅子 ベッド・ソファー 布団 障子 カーペット キャリーバッグ OAチェア チャイルドシート ベビーカー ふすま 木製の机や椅子 その他の家具
	燃えないごみ		扇風機 自転車 石油ストーブ

表 3-4 ふれあい収集ごみ分別区分及び収集回数

分別		収集方法	ごみ袋等の種類	対象(例)
燃えるごみ		1回/週	もえるごみ専用 指定袋	台所の生ごみ 草、小枝 レシート用紙 写真 紙おむつ(汚物は取り除く) ティッシュペーパー
燃えないごみ	カン類	1回/月	カン類専用袋	缶類 スプレー缶・卓上ガスボンベ
	ビン類	1回/月	ビン類専用袋	びん類
	カン・ビン以外 の燃えないごみ	1回/月	カン・ビン以外の もえないごみ専用袋	プレーヤー類ラジオ 小型の家電製品 刃物類 割れガラス 茶わん・皿
資源物	プラスチック製 容器包装	1回/月	資源ごみ専用袋	トレイ(惣菜などの受け皿) 卵のパック インスタント食品などの包み
	新聞紙や雑誌 衣類等	1回/月	資源ごみ専用ひも	新聞紙や雑誌 衣類等
	ペットボトル	1回/月	資源ごみ専用袋	ペットボトル

2) ごみ処理有料化

ごみ出しの際は市指定の有料のごみ袋を利用することとしています。ごみ有料指定袋と粗大ごみ専用シールの収入はごみ処理費用に充てています。粗大ごみについては、有料の粗大ごみ専用シールを貼付することとしています。

表 3-5 本市の指定ごみ袋等の金額

種類	規格	金額
もえるごみ専用指定袋	大	10枚 330円
	中	10枚 210円
	小	10枚 90円
カン類 ビン類 カン、ビン以外のもえないごみ専用指定袋	大	10枚 330円
	中	10枚 210円
	小	10枚 90円
資源ごみ専用袋	1サイズのみ	10枚 90円
粗大ごみ専用シール	1サイズのみ	1枚 150円
資源ごみ専用ひも	1サイズのみ	1枚 400円

※令和8年3月策定時点

※消費税等含む

3) 直接搬入時の処理手数料

リーセンターみやこ処理場ならびに日豊清掃センター不燃物リサイクル工場へ直接搬入をする場合、いずれも事務手続きや申請の必要はありません。日豊清掃センター不燃物リサイクル工場のみ事前の電話問い合わせが必要となります。

表 3-6 直接搬入時の処理手数料

	リーセンターみやこ処理場	日豊清掃センター 不燃物リサイクル工場
手数料	家庭系ごみ：10kgごとに100円 事業系ごみ：10kgごとに200円 (10kg未満の端数は、10kgとして計算する)	重量により処理料金が決まる

※令和8年3月策定時点

※消費税等含む

第2節 助成事業

1. 生ごみ処理機器設置費補助金制度

本市では、家庭から排出されるごみ減量、資源化の推進の一環として、生ごみ処理機器設置のための購入費の一部を生ごみ自己処理奨励金として助成しています。

燃えるごみのうち、約3割から4割が生ごみであると言われており、減量化推進のため今後も継続していきます。

表3-7 生ごみ処理機器設置費補助金

	助成交付額	手続き方法	対象
生ごみ処理機器	購入金額の1/2(限度額3万円) ①電動式 →1世帯につき1個 ②非電動式(コンポスト等) →1世帯につき2個まで 本体価格のみ補助対象であり設置費用や、付属品等は対象外。	購入後、申請書等を環境課管理係窓口に提出	①市内に在住し、その家庭から出される生ごみを処理する機器を購入して設置する者 ②以前補助金を受けてから5年が経過した者

※当該年度の予算の範囲内での助成となります。

2. ごみ集積用施設補助金交付制度

家庭から排出されたごみは市によって回収されるまで原則、ごみ集積用施設に一時保管されています。

本市ではごみ集積用施設を設置、修繕を行う区(自治会)に対して補助金を交付し、地域の環境美化を推進していきます。

表3-8 ごみ集積用施設補助金

	助成交付額	手続き方法	対象
ごみ集積用施設	①容積が1立方メートル未満の施設(A型)の設置 →40,000円 ②容積が1立方メートル以上の施設(B型)の設置 →50,000円 ③①、②に該当するかの判断が難しい施設で市長が認めたもの(C型)の設置 →50,000円 ④施設の修繕 →30,000円	申請書に見積書等を添付し提出	ごみ集積用施設を設置または修繕しようとする区(自治会)

第3節 ごみ排出量

1. ごみ排出量

本市のごみ総排出量（家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物、集団回収量の合計）は、令和6年度で22,264t/年であり、令和2年度と比較すると約8.5%減少しています。

令和6年度において、家庭系一般廃棄物は15,100t/年、事業系一般廃棄物は6,924t/年、集団回収量は240t/年でした。家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物・集団回収量すべて減少傾向にあります。

表 3-9 ごみ排出量実績

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口（年度末人口）		人	72,938	72,454	72,522	72,386	71,839
収集ごみ	家庭系一般廃棄物	混合ごみ	t/年	0	0	0	0
		可燃ごみ	t/年	13,061	12,822	12,713	12,475
		不燃ごみ	t/年	1,305	1,231	989	882
		資源ごみ	t/年	980	699	744	727
		その他	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	149	131	74	74
		小計	t/年	15,495	14,883	14,520	14,158
	事業系一般廃棄物	混合ごみ	t/年	0	0	0	0
		可燃ごみ	t/年	5,101	5,067	5,231	5,373
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	0
直接搬入ごみ	家庭系一般廃棄物	資源ごみ	t/年	0	0	0	0
		その他	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	319	407	500	451
		小計	t/年	5,420	5,474	5,731	5,824
	事業系一般廃棄物	混合ごみ	t/年	0	0	0	0
		可燃ごみ	t/年	681	641	648	541
		不燃ごみ	t/年	47	37	37	33
		資源ごみ	t/年	0	0	0	0
		その他	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	1,048	904	817	824
ごみ総排出量	小計	t/年	1,776	1,582	1,502	1,398	1,257
	家庭系一般廃棄物	混合ごみ	t/年	0	0	0	0
		可燃ごみ	t/年	339	346	344	318
		不燃ごみ	t/年	139	113	131	178
		資源ごみ	t/年	0	0	0	0
		その他	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	811	984	914	1,142
		小計	t/年	1,289	1,443	1,389	1,638
	事業系一般廃棄物	集団回収量	t/年	348	342	307	263
	小計	t/年	348	342	307	263	240
合計		t/年	24,328	23,724	23,449	23,281	22,264

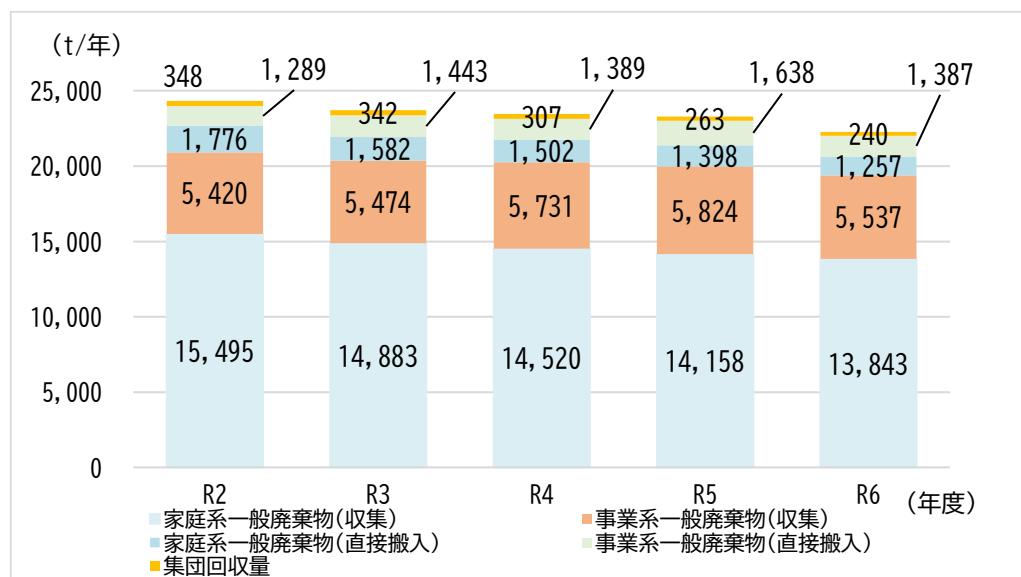


図 3-3 ごみ排出量実績

2. 1人1日当たりのごみ排出量

家庭系・事業系一般廃棄物、集団回収量の年間総排出量を、人口で除した1人1日当たりのごみ排出量は令和6年度で約849.3g/人・日となっており、令和2年度と比較すると、約7.1%減少しています。

また、令和6年度の1人1日当たりの家庭系一般廃棄物の排出量は収集と直接搬入をあわせて575.9g/人・日、1人1日当たりの事業系一般廃棄物の排出量は264.2g/人・日、1人1日当たりの集団回収の排出量は9.2g/人・日となっており、家庭系・事業系ともに減少傾向にあります。

全国平均及び福岡県平均の令和5年度の実績と比較すると、本市の1人1日当たりの家庭系一般廃棄物の排出量は福岡県平均、全国平均より高い水準となっています。

1人1日当たりの事業系一般廃棄物の排出量は、福岡県平均と比較すると低い水準になるものの、全国平均との比較では高い水準にあります。

表3-10 1人1日当たりごみ排出量実績

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口(年度末人口)		人	72,938	72,454	72,522	72,386	71,839
収集ごみ	家庭系一般廃棄物	混合ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ その他 粗大ごみ 小計	g/人・日 490.6 49.0 36.8 0.0 5.6 582.0	0.0 484.8 46.6 26.4 0.0 5.0 562.8	0.0 480.3 37.4 28.1 0.0 2.8 548.6	0.0 470.9 33.3 27.4 0.0 2.8 534.4	0.0 464.4 31.9 28.6 0.0 3.0 527.9
	事業系一般廃棄物	混合ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ その他 粗大ごみ 小計	g/人・日 191.6 0.0 0.0 0.0 12.0 203.6	0.0 191.6 0.0 0.0 0.0 15.4 207.0	0.0 197.6 0.0 0.0 0.0 18.9 216.5	0.0 202.8 0.0 0.0 0.0 17.0 219.8	0.0 197.4 0.0 0.0 0.0 13.8 211.2
直接搬入ごみ	家庭系一般廃棄物	混合ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ その他 粗大ごみ 小計	g/人・日 25.6 1.8 0.0 0.0 39.4 66.8	0.0 1.4 0.0 0.0 34.2 59.8	0.0 24.2 1.4 0.0 30.9 56.8	0.0 24.5 1.4 0.0 31.1 52.8	0.0 20.4 1.3 0.0 26.8 48.0
	事業系一般廃棄物	混合ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ その他 粗大ごみ 小計	g/人・日 12.7 5.2 0.0 0.0 30.5 48.4	0.0 4.3 0.0 0.0 37.2 54.6	0.0 13.1 5.0 0.0 34.5 52.5	0.0 13.0 6.7 0.0 43.1 61.8	0.0 12.0 5.5 0.0 33.5 53.0
	集団回収量		g/人・日	13.1	12.9	11.6	9.9
ごみ総排出量	混合ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ その他 粗大ごみ 集団回収量 合計	g/人・日	0.0 720.5 56.0 36.8 0.0 87.5 13.1 913.9	0.0 713.7 52.3 26.4 0.0 91.8 12.9 897.1	0.0 715.4 43.8 28.1 0.0 87.1 11.6 886.0	0.0 706.1 41.3 27.4 0.0 94.0 9.9 878.7	0.0 695.8 38.6 28.6 0.0 77.1 9.2 849.3

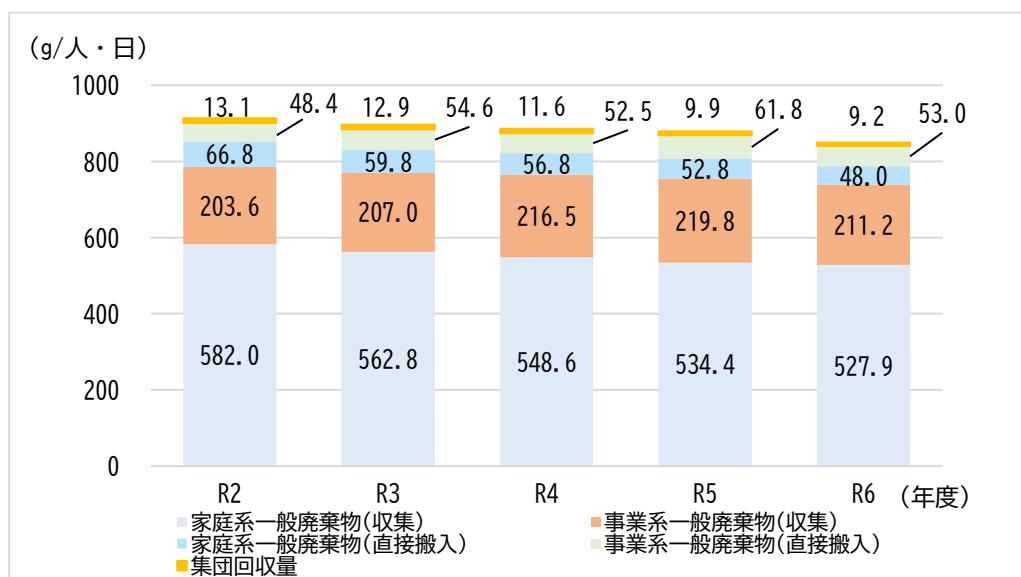


図 3-4 1人1日当たりごみ排出量実績

表 3-11 1人1日当たりのごみ排出量比較

	令和5年度 ^{※1}		
	行橋市平均	福岡県平均 ^{※2}	全国平均 ^{※2}
家庭系一般廃棄物	597.1	567.8	592.5
事業系一般廃棄物	281.6	324.5	259.0
合計	878.7	892.3	851.5

※1 家庭系ごみに集団回収量を含む

※2 環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度）

3. 中間処理量

1) 焼却処理量

本市における燃えるごみを焼却処理量とすると、令和6年度実績で18,243t/年となっています。ごみ総排出量に占める割合は81.94%あり、内訳は家庭系一般廃棄物が57.05%、事業系一般廃棄物が24.89%となっています。令和2年度から比較すると減少傾向にあります。

表 3-12 焼却処理量実績

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	t/年	24,328	23,724	23,449	23,281	22,264	
焼却処理量	家庭系可燃ごみ	t/年	13,742	13,463	13,361	13,016	12,701
	事業系可燃ごみ	t/年	5,440	5,413	5,575	5,691	5,542
	合計	t/年	19,182	18,876	18,936	18,707	18,243

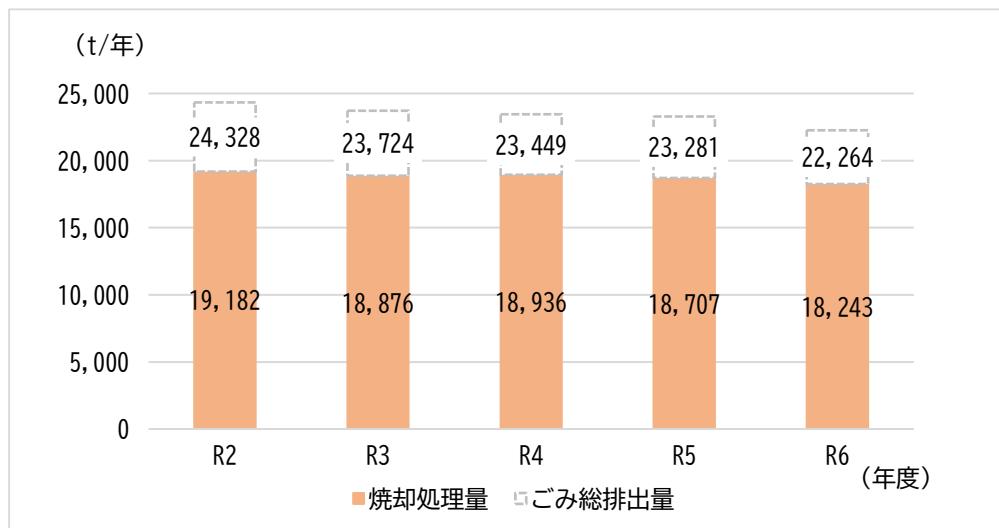


図 3-5 焼却処理量実績

2) 資源化量

資源化量をごみ総排出量で除したリサイクル率は、令和6年度で10.6%となっており、過去5年間の推移を見ると減少傾向にあります。

特に、令和5年度から令和6年度の大幅な減少は、溶融スラグ量の減少が影響しています。

表 3-13 リサイクル率実績

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	t/年	24,328	23,724	23,449	23,281	22,264
中間処理に伴う資源化量	t/年	2,919	2,726	2,601	2,644	1,919
金属類	t/年	587	510	404	362	339
ガラス類	t/年	405	335	395	367	360
ペットボトル	t/年	146	150	168	167	161
容器包装プラスチック	t/年	274	305	311	272	271
溶融スラグ	t/年	1,322	1,241	1,145	1,297	616
焼却灰・飛灰等のセメント原料化	t/年	185	185	178	179	172
直接資源化量	t/年	485	146	157	159	201
集団回収量	t/年	348	342	307	263	240
リサイクル率	%	15.4	13.5	13.1	13.2	10.6

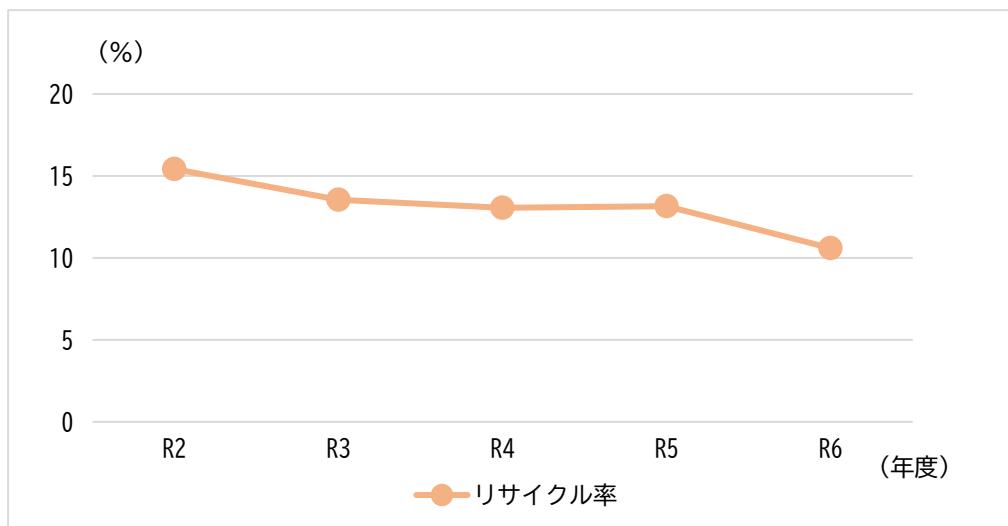


図 3-6 リサイクル率実績

第4節 施設概要

一般廃棄物中間処理施設

本市における中間処理は、平成17年3月に竣工した行橋市・みやこ町清掃施設組合のみやこ処理場(リーセンター・ストックヤード)、および許可業者が運営する日豊清掃センター不燃物リサイクル工場にて行っています。

表 3-14 みやこ処理場の概要

項目	内容		
施設名称	みやこ処理場		
事業主体	行橋市・みやこ町清掃施設組合		
構成市町村	行橋市・みやこ町		
所在地	福岡県行橋市大字西谷477番地		
敷地面積	11,981m ²		
	リーセンター	ストックヤード	
処理能力	143t/5時間	処理能力	2.6t/5時間
竣工	平成17年3月10日	竣工	平成18年3月28日
処理対象物	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	処理対象物	プラスチック製容器包装・白色トレイ

表 3-15 日豊清掃センター不燃物リサイクル工場の概要

項目	内容
施設名称	日豊清掃センター不燃物リサイクル工場
事業主体	民間許可業者
所在地	福岡県行橋市大字道場寺129番地1
敷地面積	8,200m ²
稼働年月日	平成12年8月11日
処理能力	25t/日(5時間)
処理対象物	不燃物
供給方式	直投方式
破碎方式	ハンマー式
圧縮方式	プレス機、PETボトル減容機
計量機	有(40t)

第5節 前回計画の検証

1. 数値目標の検証（達成状況）

1) 収集ごみ及び直接搬入可燃ごみの排出抑制率を令和7年度までに5%削減する

前回計画の策定時（平成22年度）において、ごみ有料指定袋制等の施策等により策定時点から過去5年間で、ごみ排出量が約3%減少していることが確認されました。

この成果を踏まえ、前回計画では、令和7年度までにごみ全体の排出抑制率5%削減を目標として設定しました。

現在、令和7年度のごみ総排出量は計測中であるものの、令和6年度のごみ排出量は22,264tであり、令和7年度の目標値23,411tを下回っていることから目標は達成されているといえます。

表3-16 排出抑制率目標

ごみ区分	排出抑制率
収集及び直接搬入可燃ごみ	
収集及び直接搬入不燃ごみ	
収集及び直接搬入粗大ごみ	
資源ごみ	令和7年度までに5%削減

表3-17 発生抑制率を5%とした場合のごみ排出量(前回計画引用)

区分/年度	平成21年度	令和7年度
排出抑制なし	24,178(t)	24,656(t)
排出量(5%削減した場合)	24,178(t)	23,411(t)

2. 現状施策の評価

現状施策の実施状況を表 3-18 に示します。

表 3-18 現状施策の実施状況一覧 (1/2)

区分	施策	実施状況	取り組み内容
①排出抑制計画	ごみ分別収集の徹底	○	ごみの減容化、焼却施設の負荷及び最終処分場の埋立量軽減を図るため、分別収集の徹底を図る。
	生ごみ処理機器の普及拡大	○	近年、減少傾向にある生ごみ処理機器による普及の拡大を図る。
	協力体制の整備	△	行政区等において、積極的な活動体制の整備に努める。
	適切な処理手数料の設定	○	収集ごみと直接搬入ごみ量のバランスを考慮し、適切な料金の見直しを行う。手数料の見直しに当たっては、市民の理解と合意を得た上で、実施する。
	過剰包装への自粛	○	市民に対しては、マイバックを持参し、レジ袋等のごみを減らすように努めていただく。また、贈物等の過剰包装についても出来る限り自粛していただく。
		○	事業者に対しては、レジ袋の無料配布中止に可能な限り協力していただく。また、過剰包装の自粛に努めていただく。
②再資源化計画	資源化物回収の促進	○	集団回収の促進に努める。
		○	販売店で取引可能な家電製品については、適切なルートで再資源化が確実に実施されるよう、市民に対して可能な限り販売店へ持ち込みを、販売店には引き取りの実施の協力をお願いする。
	再生品・不用品の再使用	△	市民に対して、トイレットペーパーなどの日用品は、再生品を使用していただくように努める。また、不用品の再使用を可能な限り心がけていただくよう協力を呼びかける。
	バイオマスの研究	×	廃棄物処理費用の削減及び地球温暖化の観点から、バイオマスの調査研究を行う。

表 3-18 現状施策の実施状況一覧 (2/2)

区分	施策	実施状況	取り組み内容
③収集・運搬計画	収集・運搬体制の効率化	△	平成14年7月にごみ有料指定袋制を開始し、23年が経過しているが、現状を踏まえ、適切な収集・運搬体制の改善を行うこととする。また、現在の収集・運搬に関わる車両は、軽油またはガソリン車であり、低炭素社会の推進に際し、ハイブリッド車の導入についても検討を行う。
	災害時のごみの仮置場の選定	○	他の応急活動に支障がないこと。
		○	環境保全に支障がないこと。
		○	搬入に便利なこと。
	分別・焼却・最終処分に便利なこと。	○	
④中間処理計画	高齢化社会に対応したサービスの提供	○	高齢化社会を見据え、収集・運搬時に可能なサービスの検討を行う。
	許可業者収集体制の抑制	○	許可業者に対する管理・指導の厳格化により、直接搬入ごみ量の削減に努める。
⑤最終処分計画	周辺地域の環境保全	○	周辺地域の環境を適切に保全するため、適切な運営を行い、ごみを安全かつ環境保全上支障なく運搬出来る体制を確保する。
	広域化計画への対応	△	ごみ排出量の将来予測、地元市民対応等総合的に勘案し、県及び関係市町と調整を図りながら、適正な広域化計画に対応する。
⑥最終処分計画	自区域外最終処分場の確保	○	最終処分を円滑に実施するため、自区域外の最終処分場の安定的な確保に努める。
	直営、広域最終処分場の検討	△	自処理区域内の直営の最終処分場建設の可能性について検討する。また、広域による最終処分場の確保についても、県あるいは関係自治体と連携を図りながら検討を行う。

》第4章 ごみ処理の課題

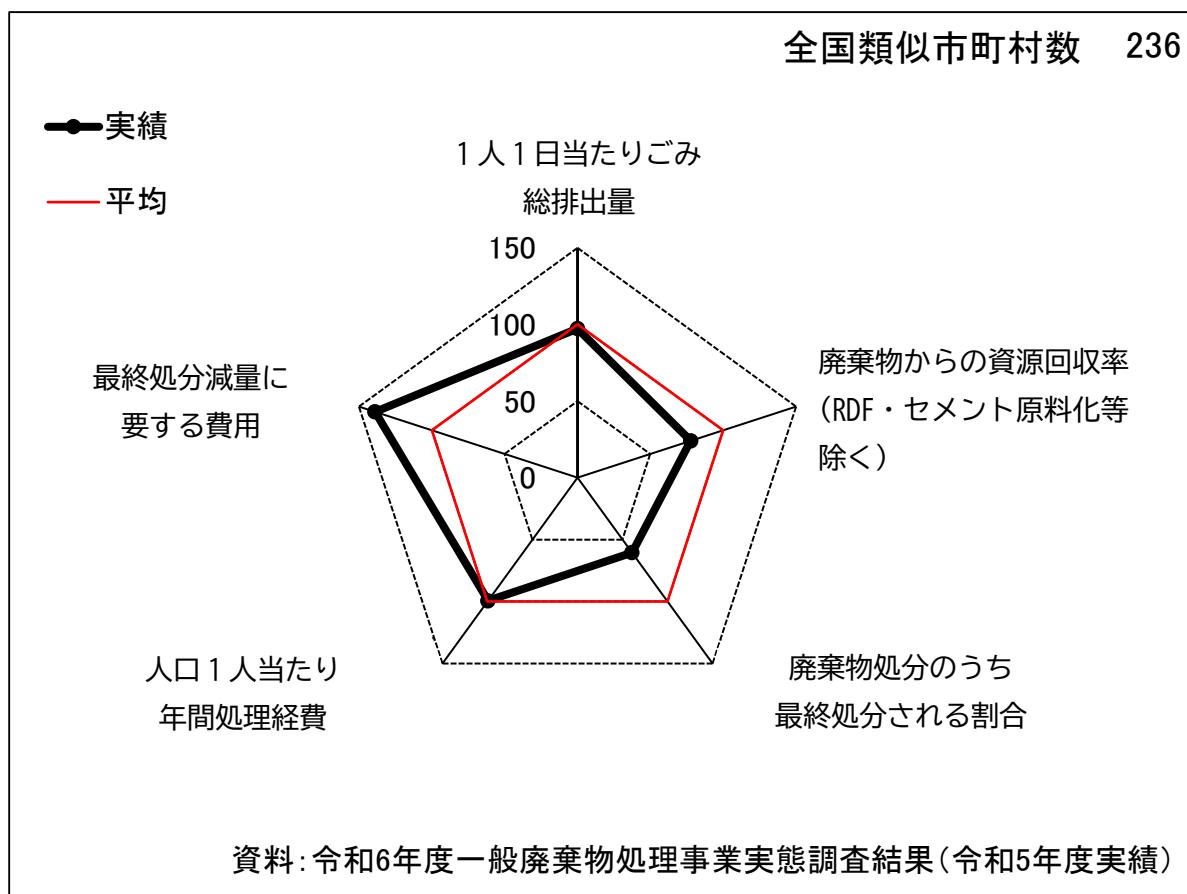
第1節 課題の抽出

1. ごみ処理システムの評価

本市のごみ処理システムについて、全国の類似市町村との比較による評価を行いました。

比較にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物システム評価支援ツール」を用いています。このツールでは、それぞれの指標について、優れているほど外側になります。

本市は1人1日当たりごみ総排出量、1人当たりの年間処理経費、最終処分減量に要する費用の3項目においては全国平均を上回っていますが、廃棄物からの資源回収率と廃棄物のうち最終処分される割合は全国平均を下回る結果となっています。



※0～100は偏差値を示す。(類似市町村平均=偏差値50)

図4-1 ごみ処理システム分析結果

表 4-1 ごみ処理システム分析結果

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	II	50,000 人以上～100,000 人未満
	産業構造		考慮していない

〈指標の算出方法〉

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	1人1日当たりごみ排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	1人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t
	人口1人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年

2. ごみ処理における課題の抽出

1) 排出抑制における課題

本市におけるごみ排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量についても同様の傾向を示しています。今後は人口減少に伴い、ごみ排出量の自然減が見込まれますが、本市が推進するごみ削減プロジェクト「その1gを削り出せ」において掲げている、令和11年度時点での可燃ごみ排出量10%削減の目標を達成するためには、さらなる取り組みが必要となります。

2) 再資源化における課題

本市の人口減少によるごみの排出量の減少に伴い、リサイクル率の低下が懸念されます。

総排出量を抑制しつつ、リサイクル率を維持・向上させることにより、再資源化を推進することが課題であり、これを実現するためには、分別の徹底、資源回収体制の強化、市民への啓発活動の充実など、資源循環の高度化に向けた取り組みの強化が求められます。

3) 分別収集における課題

本市においては、「分別がされていない」「収集日が異なる」など、ごみ出しルールが遵守されていない場合には、違反シールを貼付し収集を行わない対応を実施しています。残された不適物については、自治会と協力し、ごみ集積所での維持管理を行うものの深刻な課題となっています。

今後は、特に不適物の排出が多い地域に対して、定期的な集会の開催やチラシの配布を行い、正しいごみの出し方や分別の重要性について周知を図る必要があります。

表4-2 令和6年度におけるごみ出し違反シール貼付け枚数

種別	枚数
可燃ごみ・プラスチック製容器包装	6,333
不燃ごみ	9,949

》第5章 将来ごみ量の予測

第1節 ごみ排出量予測の考え方

1. 予測方法

ごみ総排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績とともに将来推計を行いました。ごみ総排出量の将来予測の考え方を図5-1に示します。

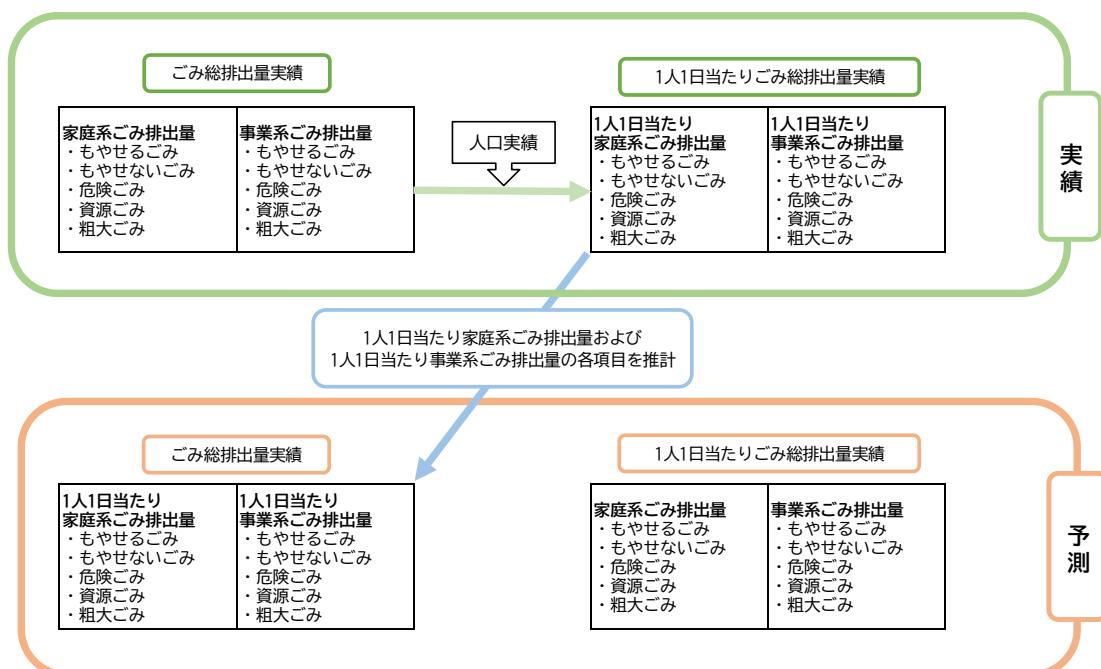


図5-1 ごみ総排出量の将来予測の考え方

予測値は5つの推計式によって算出しています。このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きに論理的矛盾を来たさないこと等を考慮して、最も妥当と判断できるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値を設定します。各推計の詳細は資料編に記載します。

表5-1 本計画で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y : 推計値 a, b : 係数
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	\ln, e : 自然対数, 逆対数
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	x : 年度
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

第2節 将来人口

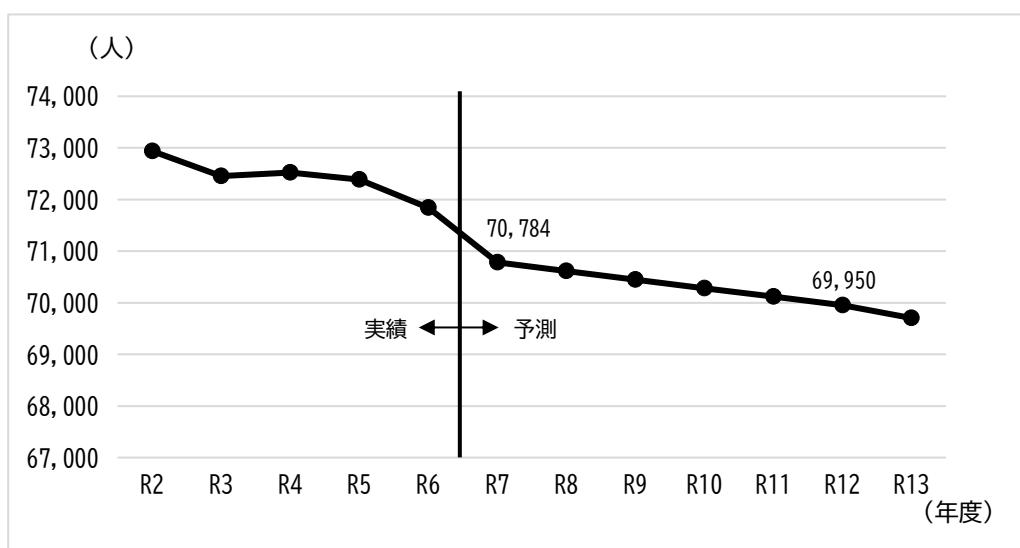
本計画の予測で使用する将来人口は、第3次行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来人口推計を用いることとします。

本市の将来人口推計は、計画目標年度である令和13年度に69,707人になると見込まれます。

表5-2 本計画における将来人口推計

単位:人

年度		人口	第3次行橋市まち・ひと・しごと 創生総合戦略
実績	R2	72,938	71,426
	R3	72,454	
	R4	72,522	
	R5	72,386	
	R6	71,839	
	R7	70,784	70,784
予測	R8	70,617	
	R9	70,450	
	R10	70,283	
	R11	70,116	
	R12	69,950	69,950
	R13	69,707	



※令和2年度～令和6年度は各年度末人口であり、令和7年度以降は第3次行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来人口予測を基に算出

図5-2 本計画における将来人口推計

第3節 ごみ排出量の予測結果

1. ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を以下に示します。

1) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量は、予測される人口の減少に比例して減少する見込みであり、本計画の目標年度である令和13年度において、家庭系一般廃棄物の排出量が13,191t/年、事業系一般廃棄物が7,004t/年、ごみ総排出量は20,430t/年と見込まれます。

表5-3 ごみ排出量推計結果

項目	単位	実績	予測
		R6	R13
人口(年度末人口)	人	71,839	69,707
収集ごみ	混合ごみ	t/年	0
	可燃ごみ	t/年	12,178
	不燃ごみ	t/年	836
	資源ごみ	t/年	750
	その他	t/年	0
	粗大ごみ	t/年	79
	小計	t/年	13,843
			12,010
	混合ごみ	t/年	0
	可燃ごみ	t/年	5,175
事業系一般廃棄物	不燃ごみ	t/年	0
	資源ごみ	t/年	0
	その他	t/年	0
	粗大ごみ	t/年	362
	小計	t/年	5,537
			5,551
	混合ごみ	t/年	0
	可燃ごみ	t/年	523
	不燃ごみ	t/年	31
	資源ごみ	t/年	0
直接搬入ごみ	その他	t/年	0
	粗大ごみ	t/年	703
	小計	t/年	1,257
			1,181
	混合ごみ	t/年	0
	可燃ごみ	t/年	367
	不燃ごみ	t/年	143
	資源ごみ	t/年	0
	その他	t/年	0
	粗大ごみ	t/年	877
ごみ総排出量	小計	t/年	1,387
	集団回収量	t/年	240
	混合ごみ	t/年	0
	可燃ごみ	t/年	18,243
	不燃ごみ	t/年	1,010
	資源ごみ	t/年	750
	その他	t/年	0
	粗大ごみ	t/年	2,021
ごみ総排出量	集団回収量	t/年	240
	合計	t/年	22,264
			20,430

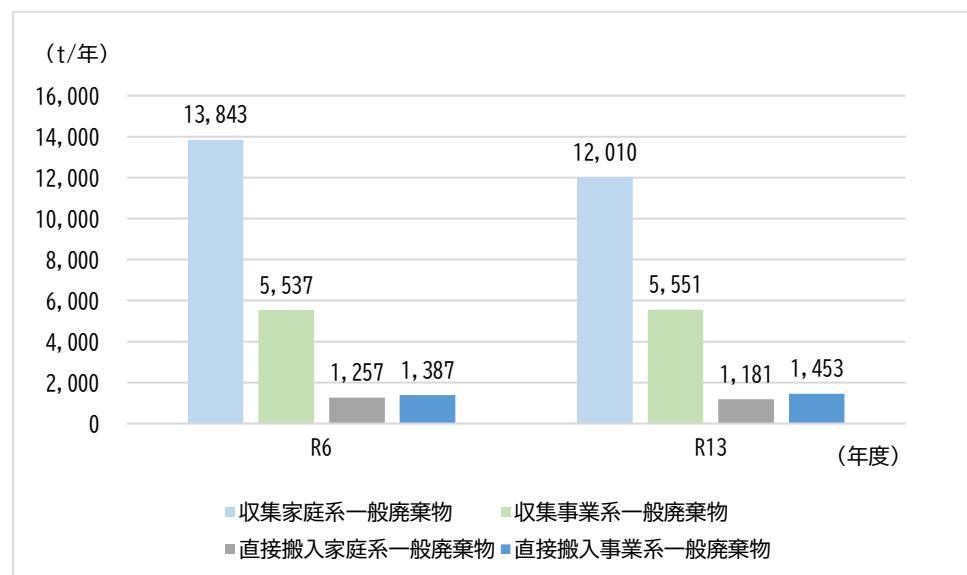


図 5-3 ごみ排出量推計結果

2) 1人1日当たりごみ排出量の予測結果

1人1日当たりのごみ排出量は、計画目標年度である令和13年度において家庭系ごみが517.1g/人・日、事業系ごみが275.2g/人・日、1人1日当たりのごみ排出量は801.5g/人・日と見込まれます。

表5-4 1人1日当たりごみ排出量推計結果

項目		単位	実績	予測
			R6	R13
人口(年度末人口)	人		71,839	69,707
家庭系一般廃棄物 収集ごみ	混合ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	可燃ごみ	g/人・日	464.4	418.6
	不燃ごみ	g/人・日	31.9	24.4
	資源ごみ	g/人・日	28.6	25.3
	その他	g/人・日	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	3.0	2.4
	小計	g/人・日	527.9	470.7
事業系一般廃棄物	混合ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	可燃ごみ	g/人・日	197.4	200.2
	不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	その他	g/人・日	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	13.8	17.4
	小計	g/人・日	211.2	217.6
家庭系一般廃棄物 直接搬入ごみ	混合ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	可燃ごみ	g/人・日	20.0	17.8
	不燃ごみ	g/人・日	1.2	1.2
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	その他	g/人・日	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	26.8	27.4
	小計	g/人・日	48.0	46.4
事業系一般廃棄物	混合ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	可燃ごみ	g/人・日	14.0	13.1
	不燃ごみ	g/人・日	5.5	5.6
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	その他	g/人・日	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	33.5	38.9
	小計	g/人・日	53.0	57.6
集団回収量		g/人・日	9.2	9.2
ごみ総排出量	混合ごみ	g/人・日	0.0	0.0
	可燃ごみ	g/人・日	695.8	649.7
	不燃ごみ	g/人・日	38.6	31.2
	資源ごみ	g/人・日	28.6	25.3
	その他	g/人・日	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	77.1	86.1
	集団回収量	g/人・日	9.2	9.2
	合計	g/人・日	849.3	801.5

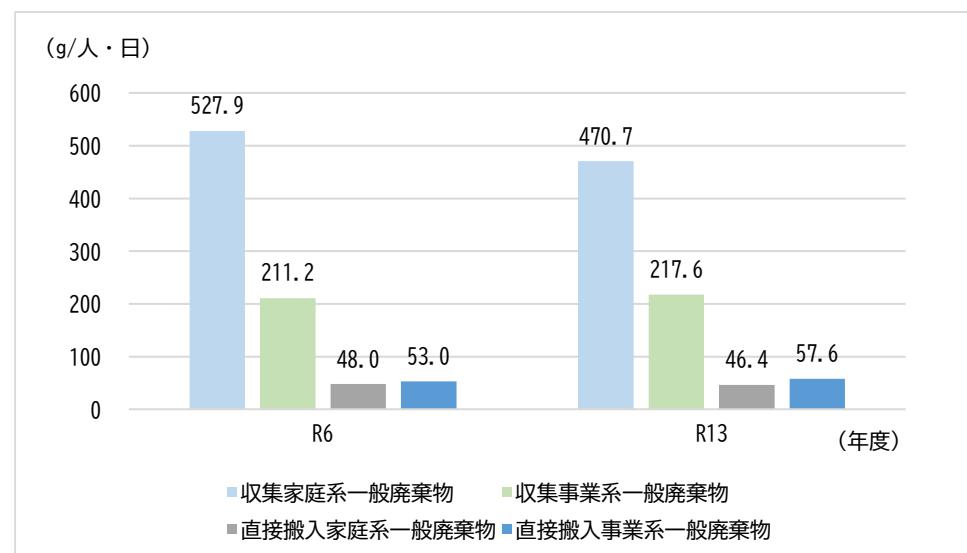


図 5-4 1人1日当たりごみ排出量推計結果

》第6章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

ごみの減量・リサイクルは、市民・事業者の皆さんの日々の生活や事業活動と密接に結び付いた身近な取り組みの一つであり、「地球温暖化」や「天然資源の枯渇」等、地球規模の環境問題の解決につながります。

近年は、レジ袋のバイオマス素材への切り替えや無料配布の中止、プラスチックの一括回収、また、加工食品の小売業者への納品期限の見直しなど、ごみ減量に向けた取り組みも広がっています。

今後もごみの減量・リサイクルを進めるためには、持続可能な循環型社会の形成に至る方向性を、市民、事業者など各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが重要となります。また、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決につなげるためには、国際目標であるSDGs達成に貢献する視点から取り組むことも必要となっています。過去と比べると、本市のごみ処理量は減少しており、かつ前回計画で定めていたごみ削減目標値を達成していますが、環境問題の解決には、さらなるごみの発生の抑制、再使用・再生利用を徹底していかなければなりません。

本計画においても、これまでの理念を踏襲し、行政として率先して取り組みを進めるとともに、「第6次行橋市総合計画」の基本方針のひとつである『地域資源と共生し、活用する』の考え方や、SDGsの考え方を踏まえ、ごみ減量の主役であり実践者である市民・事業者などあらゆるステークホルダーとの連携による取り組みを進めることとします。

また、令和15年度を目標に本市が取り組んでいるごみ削減プロジェクト『その1gを削り出せ』の内容を反映させたものとします。

第2節 基本方針

1. 基本方針

<ごみ処理に関する基本方針>

1. 分別収集の徹底、ごみの減量・再資源化

ごみの減量及び再資源化を推進するとともに、分別収集の徹底を図ります。

2. 不適正処理対策

特に不法投棄防止のため監視パトロールの強化・監視カメラの設置などの対策を実行します。

3. 適切な循環利用の促進

ごみ問題やリサイクル等に関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を促進します。

また、本市は北九州市と広域的な連携を図り、一体となってごみの適正排出・拒否、発生抑制、再使用、再生利用の4Rを基本とする循環型社会形成の構築を目指します。

4. 持続可能な社会を目指した施策の展開

本計画で実施していく施策を、持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けて積極的に展開していくことで『地域資源と共生し、活用する』社会を目指します。

第3節 減量化・資源化の目標

ごみ排出量等の推計については、過去の動向に基づく単純予測により算出したものであり、人口の推移は第3次行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略で予測された数値で減少していくものとします。

本節では、これらの点を踏まえ、本市における減量化及び資源化の目標を設定します。

1. 国の定める数値目標

国の定める計画における目標値を表6-1、6-2に示します。

表6-1 廃棄物処理法に基づく基本方針の目標値

	令和4年度（基準年度）	令和12年度（目標値）
一般廃棄物の排出量	-	令和4年度比で約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約496g	約478g
一般廃棄物の出口側循環利用率	約20%	約26%
1人1日当たりごみ焼却量	約679g	約580g
一般廃棄物の最終処分量	-	令和4年度比で約5%削減

表6-2 廃棄物処理施設整備計画の目標値

	令和5年度（基準年度）	令和9年度（目標値）
リサイクル率	20%	28%

2. 本計画における目標値の考え方

本市が取り組んでいるごみ減量プロジェクト「その1gを削り出せ」では、可燃ごみ(粗大ごみを含む)排出量の削減率を令和5年度に対して令和7年度に5.0%、令和11年度に10.0%、令和15年度に15.0%と設定しています。しかし、可燃ごみ排出量が現状のまま推移した場合、令和15年度のプログラム終了年度における削減率は14.0%にとどまり、目標値の達成が困難であると予測されます。

このため、本計画では、本市の将来人口の推移を踏まえつつ、年度ごとに可燃ごみ排出量の一層の削減を進めることにより、プロジェクト達成を見据えた目標値を設定し、その実現を目指すものとします。

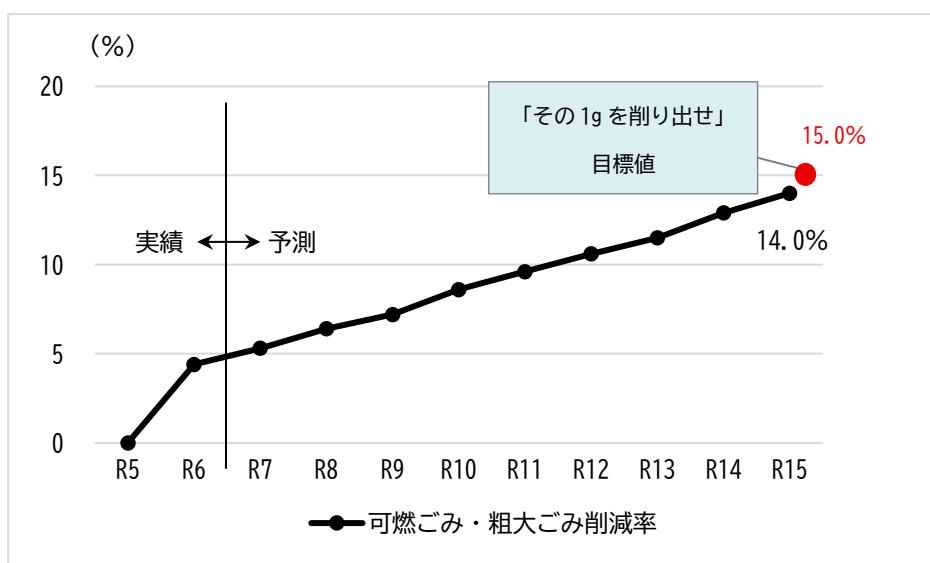


図6-1 当該計画の令和15年度における削減率

※ごみ減量プロジェクト『その1gを削り出せ』とは、環境保全と資源の有効活用を進めるために、市民と事業者が協力してごみ減量に取り組むよう、本市が独自に始めたごみ減量プロジェクトになります。数年ごとに可燃ごみの総排出量の減量目標を定めたこのプロジェクトは、日常生活の中で「1グラムでもごみを減らす」という意識を持ち、4R(Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)を徹底することを目指しています。

ごみ減量プロジェクト『その1gを削り出せ』における可燃ごみ排出量削減目標

目標年度	目標値	対基準年度
令和7年度(2025年度)	20,137	5%減量
令和11年度(2029年度)	19,077	10%減量
令和15年度(2033年度)	18,017	15%減量

3. 本計画の減量化・資源化目標

本計画の減量化・資源化の目標を下記のとおりとします。

目標 令和 13 年度の可燃ごみ・粗大ごみの総排出量を 18,545t/年
(令和 5 年度比で 12.5% 削減) にする。

4. 数値目標

1) 目標：令和 13 年度の可燃ごみ・粗大ごみの総排出量を 18,545t/年

(令和 5 年度比で 12.5% 削減)

令和 13 年度の可燃ごみ・粗大ごみの総排出量を 18,545t/年以下にするには、ごみ減量プロジェクト基準年度の令和 5 年度実績から約 2,653t 削減させる必要があります。

年間の可燃ごみと粗大ごみの総排出量と、1 人 1 日当たりの可燃ごみと粗大ごみの排出量の推移について、表 6-3 に示します。

表 6-3 計画終了までの可燃ごみ・粗大ごみの減少推移（目標値）

区分	単位	基準年度	中間目標		計画目標
		(令和 5 年度)	(令和 7 年度)	(令和 11 年度)	(令和 13 年度)
総排出量	t/年	21,198	20,023	19,077	18,545
1 人 1 日当たりの排出量	g/人・日	800.1	775.0	745.4	726.9

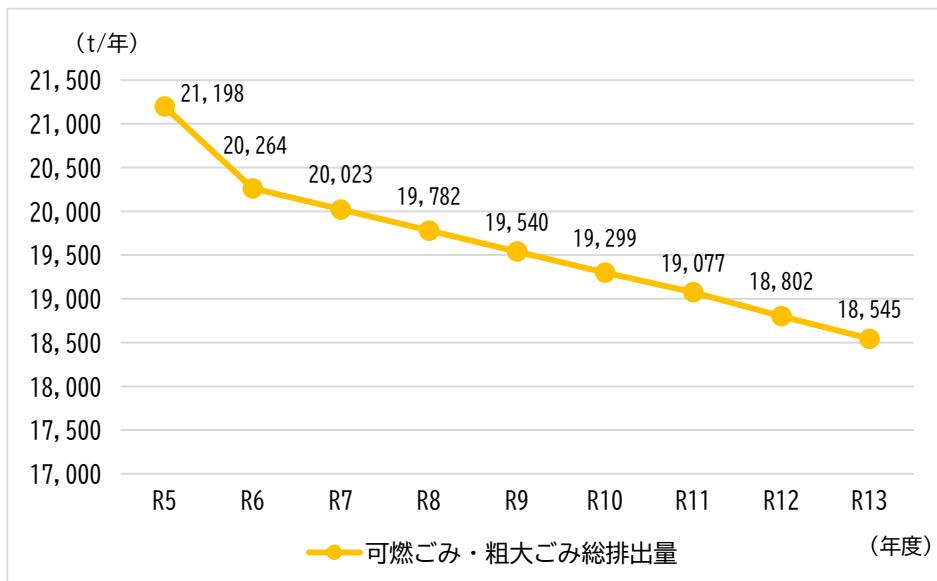


図 6-2 可燃ごみ・粗大ごみの総排出量の推移

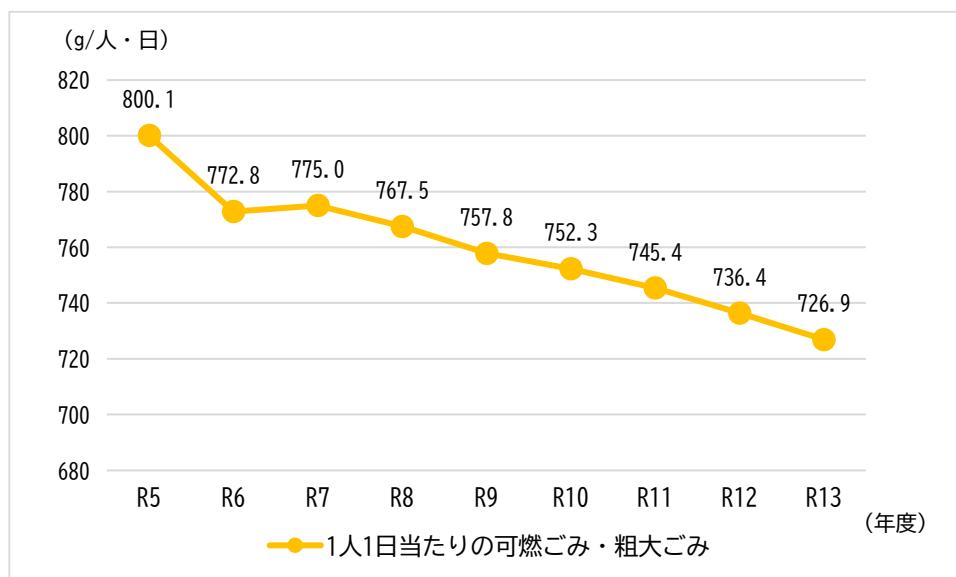


図 6-3 1人1日当たりの可燃ごみ・粗大ごみの排出量の推移

第4節 減量化・資源化の目標達成に向けた施策

ごみの減量化・資源化を推進するため、以下の施策に取り組みます。

1) 生ごみの減量化（市民・行政・事業者）



生ごみの減量を目指すため、市民の方々に向けて使いきり・食べきり・水切りを日常的に行っていくよう啓発をしていき、衛生的で効率的な廃棄物処理を目指します。

特に、焼却処理においては水分量の多い生ごみが混入すると、燃焼効率の低下や余分なエネルギー消費につながるため、水切りの徹底はごみ処理コストの縮減にも寄与します。

また、本市は、生ごみの有効活用を図るため、家庭や事業所から排出される生ごみを堆肥化資源として再利用する取り組みを検討します。

これらの取り組みで廃棄物の減量と資源循環を促進させ、持続可能な社会の実現に資する効果を期待します。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	日常的に使いきり・食べきり・水切りを実施していきます。
行政	分別排出の徹底を呼びかけます。
	家庭や事業所から排出される生ごみを堆肥化資源として再利用する取り組みを検討します。

2) 食品ロスの削減・食品廃棄物の排出抑制に向けた意識改革〈市民・行政・事業者〉



食品ロスの削減や食品廃棄物の抑制を進めるためには、日常生活や事業活動の場面で、食材の購入・保管・調理を適切に行い、無駄を出さないよう意識して取り組むことが重要です。特に、まだ食べられる食品を廃棄せずに活用することは、環境負荷の軽減や資源の有効利用につながるだけでなく、家庭におけるコスト削減にも効果をもたらします。

市では、啓発活動や情報提供を通じて、ライフスタイルの改善を促し、食品ロス削減に向けた取り組みを継続的に支援していきます。

実施主体	取り組み内容
市民	食品ロスの削減を意識し、適量の購入及び注文を行い、食べるよう努めます。
行政	啓発活動や情報提供を通じて、ライフスタイルの改善を促し、食品ロス削減に向けた取り組みを継続的に支援していきます。
事業者	外食や宴会などで出る食べ残しを減らす取り組みに協力を促します。

3) 30・10運動の啓発〈市民・行政〉



会食時に発生する食品ロスを削減するため、福岡県と連携して市では「30・10運動」の普及啓発に取り組んでいきます。これは、宴会や会食の開始後30分間は席に着いて料理をしっかり楽しみ、また終了前10分間は再度席に戻って残った料理を食べることを呼びかける運動です。利用者一人ひとりが意識して行動することで、まだ食べられる料理の廃棄を防ぎ、食品ロスの削減と持続可能な消費行動の実現につなげることを目指しています。

実施主体	取り組み内容
市民	外食や宴会時に「30・10運動」を実施します。
行政	「30・10運動」の普及活動に取り組みます。

4) 環境学習・環境教育の推進〈市民・行政〉



学校や地域における環境教育や学習活動を通じて、子どもから大人まで幅広い世代が廃棄物削減や食品ロス防止の重要性を理解し、日常生活の中で自ら行動できる意識を育むことを目指します。こうした教育活動は、単なる知識の習得にとどまらず、環境問題を自分事として捉え、持続可能な社会の形成に主体的に関わる姿勢を養うものです。

具体的には、学校教育の場においては授業や体験学習を通じて環境保全の意義を学び、地域においては講座等を通じて市民が実践的に参加できる機会を提供します。これにより、子どもたちは次世代の担い手として環境意識を高め、大人は日常生活や事業活動において持続可能な行動を選択する力を身につけることが期待されます。

さらに、学習機会の充実や教育者との連携促進を図ることで、教育の効果を地域全体に広げ、環境保全を担っていく次世代の人材育成も行っていきます。

実施主体	取り組み内容
市民	市が開催する環境教育や学習活動に積極的に参加します。
行政	学習活動への参加や取り組みに対する各年齢層に応じた働きかけを強化します。

5) 生ごみの資源化、学校などから排出される食品廃棄物のリサイクル推進〈行政・事業者〉



事業活動から発生する食品廃棄物について、再利用・リサイクルを促進し、堆肥化等による資源化を図ります。また、事業者が地域イベントや教育活動と連携して取り組むことで、資源の有効活用や持続可能な消費に対する社会全体の意識向上につなげます。

実施主体	取り組み内容
行政	教育機関などから出た生ごみ(学校給食の残渣や調理くず等)の堆肥化の検討を行います。
事業者	生ごみの堆肥化を浸透させるため、生ごみの分別排出に協力します。

6) 多量排出事業者への減量等の指導・減量化計画の策定〈行政〉



多量に廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物削減計画の提案や適切な分別・排出に関する指導を強化します。法令遵守の徹底を図るとともに、排出抑制効果を高めるための技術支援や情報提供を進め、事業者自らが継続的かつ効率的にごみ収集ができる仕組みを構築します。

実施主体	取り組み内容
行政	事業者に対して廃棄物削減計画の提案や適切な分別・排出に関する指導を強化します。

7) 公共施設においての減量やリサイクルの率先的な実施〈行政〉



市が管理する公共施設において、率先して廃棄物の発生抑制、分別の徹底、リサイクルの推進を実施し、事業者や市民にとって模範となる取り組みを展開します。

実施主体	取り組み内容
行政	公共施設において、模範となるごみの排出抑制を行います。

8) 広報等によるごみ分別の正しい知識の周知〈行政〉



市民の方々が正しく分別できるよう、広報媒体、デジタルツール等を活用して、ごみ分別のルールを分かりやすく周知します。例えば、リサイクルボックスや資源ごみ拠点回収の整備、地域で行われる集団回収情報の提供、日常的ではない使用済み家電や粗大ごみ排出方法についてなど、国の動向を注視し広報活動や周知啓発に取り組みます。

市民の方々に適切な排出ルールを理解していただくことで、収集作業の効率化と安全性の確保、不適正排出の防止、地域の美化推進につなげます。

実施主体	取り組み内容
行政	広報媒体、デジタルツール等を活用して、ごみ分別のルールを分かりやすく周知します。

9) リサイクルボックスなどの拠点回収場所の整備〈行政〉



リサイクルボックスや拠点回収の設置、集団回収情報の提供など、市民が分別に取り組みやすい環境を整備します。

実施主体	取り組み内容
行政	リサイクルボックスや拠点回収の設置、集団回収情報の提供など、住民が分別に取り組みやすい環境を整備します。

10) 生ごみ処理機器設置費補助金制度の普及〈行政〉



家庭における生ごみの減量と資源化を推進するため、生ごみ処理機器の導入支援に関する普及啓発を進めます。

実施主体	取り組み内容
行政	生ごみ処理機器の導入支援に関する普及啓発を進めます。

11) 廃食用油再生事業の推進〈行政〉



家庭等で発生する廃食用油の回収と再生利用を推進します。再生燃料等として活用することで、資源循環を促進し、廃棄物処理負担の軽減、温室効果ガス排出削減への寄与を図ります。

実施主体	取り組み内容
行政	家庭等で発生する廃食用油の回収と再生利用を推進します。 商業施設と連携して廃食用油回収ボックスの設置場所の拡大普及を図ります。

12) 剪定枝の再資源化促進〈行政〉



剪定枝や伐採木などを回収し、再資源化する取り組みを行橋市・みやこ町清掃施設組合と連携し、焼却処理における負担の低減と資源循環の促進を図ります。

実施主体	取り組み内容
行政	剪定枝等の再資源化の取り組みを推進します。

13) 資源ごみの分別徹底と再資源化〈市民・事業者〉



紙類、プラスチック、金属などの資源ごみを分別して回収し、リサイクルを徹底することで資源の有効利用を促進します。

実施主体	取り組み内容
市民・事業者	資源ごみの分別を徹底し、ごみ減量化に努めます。

14) 高齢者等、ごみ出し困難者の支援〈行政〉



ごみ排出が困難な高齢者・障がい者等に対し、ふれあい収集などの支援サービスを提供し、地域で安心して生活できる環境を整えます。

実施主体	取り組み内容
行政	ごみ排出が困難な高齢者・障がい者等に対し、ふれあい収集などの支援サービスの提供・普及啓発を行います。

15) ごみ組成調査による4Rの推進 〈市民・行政・事業者〉



ごみの組成調査を実施することで、ごみの種類や排出状況、資源化可能物の含有状況を把握します。調査結果を基に、適正排出・拒否（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった4Rの取り組みを推進します。

また、調査結果を住民や事業者に分かりやすく公表し、分別の改善や消費行動の見直しにつなげることで、4Rの実践を促進します。これにより、実態に即した施策の見直しと継続的な改善を行い、廃棄物の発生抑制と資源循環の一層の推進を図ります。

実施主体	取り組み内容
市民	ごみ組成調査の結果を踏まえ、4Rを意識した行動を実践し、分別排出の徹底や資源ごみの適正な排出に協力します。
行政	ごみ組成調査を定期的に実施・公表し、その結果を活用して4R施策の立案や見直し、効果的な啓発を行います。
事業者	事業系ごみの排出実態を把握し、発生抑制や分別・リサイクルの取り組みを進め、行政施策に協力します。

5. 施策のまとめ

目標達成に向けた施策の SDGs による位置付けのまとめを表 6-4 に示します。

表 6-4 目標達成に向けた施策の SDGs による位置づけのまとめ

家庭系一般廃棄物における施策	生ごみの減量化				11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			
	食品ロスの削減・食品廃棄物の排出抑制に向けた意識改革	2 食物を せりに 				12 つくる責任 つかう責任			
	30・10運動の啓発					12 つくる責任 つかう責任			
	環境学習・環境教育の推進		4 良い教育を みんなに 		11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任	13 環境を みんなに 向かって対話を 		
	生ごみの資源化、学校などから排出される食品廃棄物のリサイクル推進		4 良い教育を みんなに 		11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			
	多量排出事業者への減量等の指導・減量化計画の策定				11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任		16 平和と公正を すべての人々に 	
	公共施設においての減量やリサイクルの率先的な実施				11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	ごみ処理	広報等によるごみ分別の正しい知識の周知		4 良い教育を みんなに 	11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			
	再生における施設の促進	リサイクルボックスなどの拠点回収場所の整備			11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			
	適正処理の施設の促進	生ごみ処理機器設置費補助金制度の普及			11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		廃食用油再生事業の推進		7 すべての人に エネルギーを もたらす 		12 つくる責任 つかう責任	13 環境を みんなに 向かって対話を 		
		剪定枝の再資源化促進			11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		資源ごみの分別徹底と再資源化			11 生み分けられる さくべくする	12 つくる責任 つかう責任			
		高齢者等、ごみ出し困難者の支援	3 すべての人に 健康と幸福を 		11 生み分けられる さくべくする				
		ごみ組成調査による4Rの推進	2 食物を せりに 			12 つくる責任 つかう責任			

※「持続可能な開発目標」SDGs（エスティージーズ）とは

地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が 2030 年までに取り組む 17 分野の目標のこと、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



第5節 排出抑制・再資源化計画

本市では、循環型社会の形成を目指し、ごみの発生抑制を最優先の取り組みとしたうえで、適正処理の徹底及び再利用・再資源化のさらなる推進を図ります。

市民一人ひとりがごみを出さない・減らすという意識を持ち、日常生活や事業活動の中で無駄を省くことにより、ごみ発生量の継続的な削減を実現することを基本方針としています。

また、リサイクル率については、現状を維持しつつ、可能な限り向上を図ることを目標とします。のために、市民・事業者に対し、分別ルールの遵守をより一層促すとともに、広報活動や環境学習を通じた周知・啓発を継続的に実施し、誰もが取り組みやすい環境づくりを進めます。

これらの取り組みにより、総排出量削減とリサイクル率維持の両立を図り、地域全体で資源循環型の社会づくりを推進します。

第6節 収集・運搬計画

地域の生活環境や人口動態、ごみ処理・収集体制の現状を踏まえ、本市では、より効率的かつ安全性の高い分別収集体制の構築を進めます。

特に、資源物の分別精度向上と市民の利便性の確保を両立させるため、収集回数や収集方法の見直しにあたり、地域の実情を考慮し、民間事業者とも連携しながら、必要に応じて柔軟な改善措置を講じます。

また、地震や浸水害などの大規模災害が発生した場合には、多量の災害廃棄物が短期間に集中して発生し、平常時の取り組みだけでは対応が困難となることが見込まれます。

このため、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする計画的な仕組みづくりを平時から進め、行政・関係機関・市民が連携した円滑な対応体制を構築します。

さらに、今後ますます高齢化が進むことを踏まえ、高齢者世帯など多様な世帯構成に配慮した分別や排出方法、収集サービスについて検討を深めることで、誰もが安心して利用できる包摂的なごみ収集体制を実現します。

これらの取り組みを通じて、地域特性に応じた最適な収集運搬体制の確立を図り、持続可能な資源循環型都市づくりを推進します。

第7節 中間処理計画

可燃ごみについては北九州市の焼却施設で処理を行い、不燃ごみは行橋市の民間施設にて処理を行っています。

今後は、さらなる資源回収の推進と最終処分量の削減を図るため、分別の徹底と減容化に資する取り組みを着実に進め、今後の状況を見据えながら、新たな施設の整備も視野に検討していきます。

これにより、廃棄物の適正処理体制の強化と、持続可能な資源循環の実現を目指します。

第8節 最終処分計画

本市の最終処分については、当面、外部委託による対応を継続し、区域外における最終処分場の安定的な確保を図ります。

あわせて、長期的な視点から、本市域内における最終処分場整備の可能性や、広域連携による共同確保のあり方について、県および関係自治体と連携しながら検討を進めます。

これにより、将来にわたり持続可能な最終処分体制の構築を目指します。